

|     |     |     |     |      |       |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
|     |     |     |     |      |       |

| 予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 2 ） （ 28. 3 定 ） |                                                                                                                       |     |              |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------|
| 日 時                                   | 平成 2 8 年 9 月 2 0 日 （ 火 ）                                                                                              | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
|                                       |                                                                                                                       | 散 会 | 午後 5 時 2 1 分 |
| 場 所                                   | 第 2 委 員 会 室                                                                                                           |     |              |
| 議 題                                   | 付 託 案 件                                                                                                               |     |              |
| 出 席 委 員                               | 千葉委員長、中村（誠吾）副委員長、中村（岩雄）・高橋（龍）・高野・松田・中村（吉宏）・川畑・山田各委員                                                                   |     |              |
| 説 明 員                                 | 市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 |     |              |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。                    |                                                                                                                       |     |              |
| 委員長                                   |                                                                                                                       |     |              |
| 署名員                                   |                                                                                                                       |     |              |
| 署名員                                   |                                                                                                                       |     |              |
| 書 記                                   |                                                                                                                       |     |              |
| 記録担当                                  |                                                                                                                       |     |              |

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した千葉でございます。もとより微力ではございますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、市長及び理事者の皆様の御協力をお願い申し上げます。

なお、副委員長には中村誠吾委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村岩雄委員、松田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、公明党、共産党、民進党、新風小樽の順といたします。

自民党。

---

○中村（吉宏）委員

冒頭、確認をしたいのですが、本日質問等の打ち合わせをさせていただく際、自民党から要求させていた資料がございました。この資料要求につきまして、今、まさに開会直前というところでの到着になったのですけれども、これほど時間がかかるものなののでしょうか、お伺いします。

○産業港湾部参事

資料の準備に時間を要しまして申しわけございませんでした。今、カラー印刷がございまして、その印刷に非常に時間を要しましてぎりぎりの提出となりました。

○中村（吉宏）委員

資料の到着もおくれまして、一部目が届いていない部分もあるのですが、予定どおり質問はしっかりとさせていただきますと思います。

◎高島地域における観光船の営業について

まず、今回私の一般質問で取り上げさせていただきました高島地区における観光船事業と市の許認可に関する法令等に関係してお伺いしたいと思います。

まず、宅地造成等規制法について特に該当がないからということで、市ではこれに関するところは問題なしという判断をされたという答弁をいただきましたけれども、ここは宅地造成等規制法の制限に係る区域かと思いますが、このあたりどういう形で問題がないのか、お示しいただきたいと思います。

○建設部松木次長

当該区域は宅地造成の適用の区域ということでございますけれども、ただ、今回の工事の内容につきまして、盛り土、それから切り土、その高さが、全体の敷地の面積もございしますが、その規制の対象になっていないということでございます。

○中村（吉宏）委員

本日、資料要求をしております小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の条文を要求しましたが、この第1条について読み上げてください。

○（産業港湾）管理課長

ただいま御質問のありました分区条例の第1条につきまして御説明いたします。

条例名は、小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例ということで、目的として第1条に記

載されております。

「第 1 条 この条例は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）第 40 条第 1 項の規定に基づき、臨港地区内の分区における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の建設等について規制し、港湾施設の利用の増進並びに港湾の適正な管理及び運営を図ることを目的とする」、以上です。

○中村（吉宏）委員

この第 1 条に規定されている「港湾の適正な管理及び運営を図る」、この適正な管理というのは何なのか説明をしてください。

（「わからないんですね」と呼ぶ者あり）

○産業港湾部参事

第 1 条の、今お答えいたしました港湾の適正な管理というのは、各種法律に基づいて港湾を適正に管理していくという、そのものの目的の趣旨などが書かれてございます。

○中村（吉宏）委員

字面そのままなのですが、いわゆる法に照らして正しいかどうかという、正しいことを前提にしてという趣旨だと捉えますが、この適正な管理及び運営ということが一つ問題になります。そして、今回対象になる地域が漁港区と呼ばれるところなのですが、それについての条文第 3 条を読み上げてください。

○（産業港湾）管理課長

第 3 条、これは禁止構築物について書かれているところになります。

「第 3 条 法第 40 条第 1 項に規定する条例で定める構築物は、次に掲げるものとする。ただし、市長が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。（１）商港区においては、別表第 1 に掲げる構築物以外のもの （２）工業港区においては、別表第 2 に掲げる構築物以外のもの （３）漁港区においては、別表第 3 に掲げる構築物以外のもの （４）マリーナ港区においては、別表第 4 に掲げる構築物以外のもの （５）修景厚生港区においては、別表第 5 に掲げる構築物以外のもの 2 前項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない」、以上です。

○中村（吉宏）委員

漁港区に関する別表第 3 を全て読み上げてください。

○（産業港湾）管理課長

「別表第 3（漁港区）（１）法第 2 条第 5 項第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号から第 10 号の 2 ままでに掲げる港湾施設 （２）漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設 （３）漁船の修理施設、造船施設及びこれらの附帯施設 （４）水産物卸売市場その他水産物の荷さばきに必要な施設 （５）漁舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設 （６）冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設 （７）製氷工場、冷凍工場その他水産物の加工工場及びこれらの附帯施設 （８）網干場、網倉庫その他漁具の補修及び保管に必要な施設 （９）漁船乗組員及び漁業関係者の休憩所、宿泊所及び診療所 （10）漁業会社、漁業組合その他の水産関連事業を営む事務所及び工場並びにこれらの附帯施設 （11）別表第 1 第 7 号に定めるもの （12）前各号の施設に従事する者及びその利用者のための飲食店又は物販店でその床面積が 1,000 平方メートル以下のもの並びにこれらの附帯施設。ただし、風営法第 2 条の規定に該当するものを除く。備考 別表第 1 備考（後段を除く。）の規定は、第 12 号の場合について準用する。この場合において、同表備考中「200 平方メートル（指定区域にあっては、1 万平方メートル）」とあるのは、「1,000 平方メートル」と読み替えるものとする」、以上です。

○中村（吉宏）委員

今回、本会議でも質問させていただいた中身の答弁に、この第 12 号、これによって今回の事業者への建築物確認申請等を市では行ったということですが、この第 12 号の解釈をもう一度説明していただけますでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

別表第 3 の第 12 号の解釈でございますが、「前各号の施設に従事する者及びその利用者のための飲食店又は物販店」とありますけれども、前各号といいますのは、第 1 号から第 11 号までに定めます漁船等のための係留施設ですとか漁船の修理施設、水産物卸売市場、その他漁舎ですとか魚干場、冷蔵倉庫等とうたっていますものの施設、これに従事される方、それとその施設を利用される方のための飲食店または物販店というものに該当するということで判断した次第です。

○中村（吉宏）委員

そうなのですね。今回新規に開業された観光船事業の方たちは、この別表の各号に当てはまるのですか、当てはまらないのですか。もう一度お答えください。

○（産業港湾）港湾室長

このたびの建築物につきましては、まずは建築物の用途といたしまして飲食店ということで全体を捉えております。この飲食店の利用者ということで、事業者からは漁業者を初め漁業関係者、さらには周辺にございます水産卸売市場ですとか冷蔵倉庫、冷凍工場など第 1 号から第 11 号にかかわる事業者、さらにはその利用者としてしましては運送業者ですとか市場の仲買人ですとか、そういった方も含め利用できるということでお話を伺っております、そのため第 12 号の施設に従事する者、その利用者のためということで判断した次第です。

○中村（吉宏）委員

ということは、この新しい事業者は、私は、観光船事業と言っていましたけれども、では主たる目的は食堂や物販を目的とする企業ということでよろしかったのですか。

○（産業港湾）港湾室長

もともと観光船を利用して観光船事業を行いたいということでのお話でしたが、陸上での事業といたしましては、あくまでも飲食店ということで捉えさせていただきまして、それで分区条例のこの別表にあります第 12 号に該当するという判断に至った次第です。

○中村（吉宏）委員

多分聞いている方、ほかの方たちも、そういう解釈をされるということは、えっと思われていると思うのですよ。この企業、私が伺っているには観光船事業が主たる目的であって、本来であれば食堂とか物販というのは、その観光船を利用される方たちが利用する施設であるという認識で、そういう趣旨で私も伺っていたところなのです。それが、周りの方たち、いわゆる漁船とか、そういう漁業、水産業に関連する近隣の会社が利用するからということでもって許可をしましたということなのですから、本来主たる事業の目的とそれに付随した目的の事業形態とあるのですが、確かに飲食の部分にはほかの方たちも利用できるかもしれませんが、そもそもこの地域が、先ほど読み上げていただきましたけれども、別表第 12 に掲げている事業者が事業を展開する中で、一つだけ主たる業種として違うものが入ってきているわけなのです。建物の許可については、要は飲食店ではほかの人が利用できるから許可しましたという話のようですが、そういう話には本来ならないのではないのでしょうか。しっかりと審査されたのかということをもう一回お伺いしたいと思います。

○産業港湾部参事

しっかりと審査をしたのかということでございますけれども、先ほどから主たるものは観光船事業という表現でございましたが、この条例に書いてあるとおり別段主たるものがこれで従たるものがこれということではなく、別表第 3 第 12 号に該当する施設であるので、我々は分区条例上、この施設については飲食店として認めたということでございます。

○中村（吉宏）委員

今の御答弁は、第 12 号の中に当てはまるのだということですが、第 12 号は前各号の施設に従事する者及

びその利用者のための飲食店であり物販店だと言っているのですよ。これは、この事業者たちのためにつくったもののなかどうなのか、お答えいただけますか。

○産業港湾部参事

この施設は、観光船のお客様も使いますし、第 1 号から第 11 号に該当する施設の従事者並びに利用者也使える施設というふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

日本語の問題だと思うのですけれども、「前各号の施設に従事する者及びその利用者のための」この施設を使う人たち、例えば想定しているというのが、ここの従業員の人であつたり出入りの業者であつたり多分そういうところを想定して、たまに一般人が入ってくるかもしれませんよねと、そういう人たちも使えますよという趣旨だろうと思うのですが、どこにも施設に従事する人たちも使えますし、観光船に来る人たちもという話にはなっていないと思うのですよ。あくまでも、ここに規定されている方たちが使うことが前提であり、食堂や物販店であるならば、その単機能の施設というのを前提にしているのではないですか。レジャー等の目的の事業があつて、それにそういうお客さんを迎え入れるための付随施設を周りの漁業者や水産関連の会社の方たちが利用できるから、それもありでしょうというお話にはならないと思うのですけれども、この点を踏まえてもう一回答弁をもらえますか。

○産業港湾部参事

何回も同じお話をさせていただきますけれども、この規定に書いてある第 1 号、先ほども港湾室長からお答えしたとおり市場ですとか冷蔵倉庫だとか冷凍工場がありますので、それに従事する方もいらっしゃいますし、その利用者、例えば仲買人だとかもいらっしゃいますし、出入りの業者、運搬事業者もいらっしゃいますので、そういう方も含めて、施設、飲食店を利用できるということで第 12 号に該当しているということでございます。

○中村（吉宏）委員

では、お伺いしますけれども、この別表第 3 の第 1 号から第 11 号までというのは、これは例示列举ですか、限定列举ですか。お答えください。

○（産業港湾）港湾室長

これらは明確に書いてございますので、限定列举でございます。

○中村（吉宏）委員

そうであるならば、第 12 号の解釈にほかの事業者がつくった食堂ですとか物販店、こういうものが入ってこないというのは自明の理ですよ。いかがですか。

○産業港湾部参事

先ほどもお答えしたとおり、第 11 号までの限定施設に従事する方もいらっしゃいますし、業者の方もいらっしゃいますので、その方が利用できるということでございます。

○中村（吉宏）委員

利用はできるでしょう、使うのは使うでしょう。つくるときの目的がこの枠の中におさまっていないことを踏まえてどう解釈というか、どう捉えていらっしゃるのですかというのが質問の趣旨なので、もう一回そこを踏まえてお答えください。

○産業港湾部参事

つくる目的は、先ほども陸域については第 1 号から第 11 号に該当するような施設の利用者またはその従事者、利用者が使える飲食店ということで、陸域の建物については判断しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

私の解釈力が足りないのか何なのかわからないのですけれども、先ほど限定列举だとおっしゃいましたね、第 1 号から第 11 号までが。そうすると、本来この土地を飲食店であれ何であれ目的として使うというのは、ここに載つ

ている、別表第 3 の第 1 号から第 11 号までに載っている方たちしか何かつくれなくならないのですか。誰でもいいのでしょうか。そのあたりもう一回答弁してください。

○（産業港湾）港湾室長

先ほど限定列举ということで第 11 号までの項目につきましてお答えいたしましたけれども、確かに第 11 号までにつきましては限定的に規定している項目でございます。ただ、第 12 号につきましては、これらの限定された施設に従事する方々、それから利用される方々、これらのための飲食店、物販店ということでございます。この飲食店、物販店につきましては、これらは第 11 号までに挙げられた方々のための施設ということでございます。そのためこれらの利用される方のために飲食店また物販店を建設することができるものということで、その他これらの限定された方々以外にも観光客でありますとか一般の市民の方、こういった方も利用できる施設ということで、あくまでも飲食店ということで判断した次第でございます。

○中村（吉宏）委員

この会社全体の営業の形態のお話をしたいのですが、食堂や物販の単機能、本当にそこに従事されている方に向けたことを主とした目的の単機能の施設であれば、食堂であり売店であり問題はないと思うのです。けれども、資料要求した三つ目に事業計画をもらってしまして、その事業内容の目的に関して「遊覧船・飲食・物販業」という記載があるのですね。では、この会社の目的は、別表第 3 の第 1 号から第 11 号までに規定されているこういう事業者のための、そういう目的の飲食店を単機能で営業されているのか、周りの方たちも使えます。けれども、本来の目的はこういう人たちが使う、いわゆる施設利用者が使う飲食店であり物販店なのだとすることを、もう少し明確な論拠を持って示していただけませんか。そういう届け出が来ていますからと、私の手元の資料からはとてもそのようには見受けられないのですが、お答えいただきたいと思います。

○産業港湾部参事

ここの事業内容の中に書いてあるとおりでございますけれども、「遊覧船・飲食・物販業」、「傭船業」も書いてございますけれども、あくまでも飲食・物販業ということで、このたびの第 12 号に該当というふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

飲食・物販業をやるといっているのは書いています。だから、それが目的として単機能で、その周辺の人たちのためのものなのかどうなのかというのがいまいちはっきりしないから、はっきりさせてくださいと言っているのですよ。

○産業港湾部参事

単機能ということではなくて、事業の内容としては遊覧船と飲食と物販と用船業ということで事業計画は立てられていると思ってございます。

○中村（吉宏）委員

あくまでもそういうのであれば、主たる業務とか先ほど単機能の食堂の云々とかの話をしていますけれども、では例えばの話をしますが、この漁港区内に石油系の重工業のタンクをつくりました、工場をつくりました。そこに食堂を設置しました。その食堂は近隣の方たちも利用できるし、漁業関係者の方もあるいは水産加工の会社の方たちも利用できるのでは構わないですよということになるということによろしいのでしょうか。

○産業港湾部参事

今、例示でタンクということ、それは多分例示だと思うのですが、タンクはこの場所に建てられませんが、最初からタンクは建てないのですが、ただ、分区条例の各別表第 1 から第 5 ごとのそれぞれの許可される建物とその従事者、利用者については条例に基づいて許可をするということでございます。

○中村（吉宏）委員

であるならば、観光船の方たちの目的でシャワー棟もつくりますとか、そういう内容のものになっています。あ

とは、船舶管理の資材の保管庫という構造物もつくるということですけれども、こういったものについても分区条例上、問題はないのですね。

○産業港湾部参事

今、お話のありましたシャワー棟につきましては、事業計画では最初にそういうお話もありましたけれども、実際には今回の趣旨に合わないということで取りやめになってございますし、ほかのものについては、分区条例上の中で例えば先ほどの飲食店、物販店と附帯施設ということで判断したところでございます。

○中村（吉宏）委員

それから、私の質問の中でもう一点、船舶関連の資材を保管する保管庫も予定があるということで押さえているのですけれども、こういったものについても建物に関しては、この条例上、規制はないということですのでよろしいのでしょうか。

○産業港湾部参事

当初は、そういう保管庫という形で書いてありますけれども、倉庫については、休憩棟にて提供する飲食物、魚介類を管理する建物という形で事業者からはヒアリングといいますか、こちらからの問い合わせに対して回答があったところでございます。

○中村（吉宏）委員

ということは、その休憩棟なるものに観光船に関連する船舶の管理資材がしまわれているという認識でよろしいのですね。

○（産業港湾）管理課長

確認申請で提出されました建物の用途の中で、倉庫棟については休憩棟に提供する飲食物、魚介類等を管理する建物というふうに説明がございました。最初は物置棟というものが予定されていたのですけれども、この休憩棟の飲食物や魚介類を提供するために管理上必要な、これは事務所棟という形に変更になっているところでありますので、倉庫棟というものについては、今、用途上、出てきていない形になっております。

○中村（吉宏）委員

この分区条例の状況をもう少し確認していかなければならないところもあるのかと思いますけれども、この分区条例の別表の規定を持ち出して飲食店や物販店がどこでもできる、誰でもできる、どの区域でもできるのだ、それがほかの、抱き合わせのとあえて表現しますけれども、事業に関してはそういった事業も含めてどの分区内でもできるのだと、港湾室ではそういう解釈ということですのでよろしいでしょうか。

○産業港湾部参事

今、どこでも建てられるのだということではなくて、あくまで分区条例の中で認められた建物については建てられると考えてございますし、今後も我々は分区条例を適正に運用していきたいというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

そもそも何でこの話が出てきたかという、主たる事業の船舶といいますか、いわゆる観光船が本来泊めていいのか不明なところに泊めてあったりということが、これは大丈夫なのかという、一般的なそういう疑問から湧き上がってきた中で、港湾法を受けたこの分区条例が小樽の臨港地区内のすみ分けをしているわけなのです。今回は、この分区条例の中における構造物のお話をずっと質問してきていますけれども、本来であれば、そもそもの事業の部分に立ち返って本当に認めるべきなのかどうなのか。本当はきょうもっと議論しなければならないのは、それを受けて漁業者たちが、今度は港湾法や小樽の水面の管理のお話になってきますが、漁業者たちが漁業権がある中で、何の協定や話し合いも十分な形で行われていないまま事業だけが進んでいったという経緯があり、非常に不安を覚えているという部分もあるのです。時間がないので余り突っ込んだ議論ができないのですけれども、そういう状況がある中で、こういう一個一個をやはり問いただしていかなければならないという部分もあるわけなのです。今、

触れましたが、水面の利用について私は少し疑問に思っていたのですが、浮き桟橋については許認可なりの対応をしていると。ただ、事業者がつくる計画が今のところないというお話ですけれども、許認可自体は出されたのですね。

○（産業港湾）管理課長

浮き桟橋の設置については、水面占用という形で許可を出しております。

○中村（吉宏）委員

その浮き桟橋は、事業者ではどういう目的で利用しようとしていたのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

浮き桟橋につきましては、小型の船艇を係留して、お客さんを乗降させるために設置するということで計画されたものであります。

○中村（吉宏）委員

きょう資料要求した中に、「臨港地区内の分区指定について」という資料があります。地図の裏面なのですが、その第 3 号に係留施設というのがあって、これは港湾法第 2 条第 5 項を受けてのことだと思います。漁港区には、丸がついていないのですね。つまり丸以外のものは規制されるということですから、本来つくってはいけないというものだと思います。下の枠に行きますと、漁船のための係留施設云々という記載があるのですが、この枠の中を全部読んでもらえますか。

○（産業港湾）管理課長

「漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設」、「漁船の修理施設、造船施設及びこれらの附帯施設」、「水産物卸売市場その他水産物の荷さばきに必要な施設」、「漁舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設」、「冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設」、「製氷工場、冷凍工場その他水産物の加工工場及びこれらの附帯施設」、「網干場、網倉庫その他漁具の補修及び保管に必要な施設」、「漁船乗組員及び漁業関係者の休憩所、宿泊及び診療所」、「漁業会社、漁業組合その他の水産物関連事業を営む事務所及び工場並びにこれらの附帯施設」です。

○中村（吉宏）委員

今読み上げていただいたものは漁港区で設置ができるという解釈なのですがけれども、今、浮き桟橋を利用しようとしている船舶というのは漁船ですか。

○（産業港湾）管理課長

浮き桟橋は観光船のための係留施設です。

○中村（吉宏）委員

そうであるならば、ここの表にある港湾法第 2 条第 5 項と、今の漁港区に関する規制のところと、その観光船事業を行う方たちがつくろうとしているものに対して小樽市が許可した浮き桟橋の関連といいますか、どうしてそれがいいのかということを説明いただきたいと思います。

○産業港湾部参事

分区条例ですので陸域の制限でございますので、浮き桟橋を、今回我々が許可したのは水面占用という形で、陸ではないほう、水面の占用を許可したものでございます。

○中村（吉宏）委員

要領を得ないのですが、浮き桟橋というのは私の認識だと水面に浮かばせる桟橋のことだろうと思うのです。当然陸にあっても何の役にも立たないものだと思うのですが、分区条例は陸上に関する規制だ、でも浮き桟橋について、これはつくれないと言っているのですよね。漁船の用途以外のものはつくってはだめ、置いてはだめだという規制だと思うのですが、そこの趣旨をきちんと説明いただけますでしょうか。



### ○産業港湾部参事

分区条例の規制につきましては、あくまで陸域に対して許可される構築物が書いてある条例でございますけれども、今回我々が許可した浮き桟橋については、あくまで水面を使う施設でございますので、分区条例とは違う、あくまで水面使用、港湾施設管理使用条例第 3 条第 1 項で許可をしたというところでございます。

### ○中村（吉宏）委員

今、条例の第 3 条第 1 項というお話がありましたけれども、そもそも港湾法第 2 条第 5 項第 3 号に係留施設と書いてあって、浮き桟橋と入っていますよね。それが漁港区で使えないという説明になっていないと思うのですけれども、しっかり具体的にどうしていいのかというのを説明していただけますでしょうか。

### ○産業港湾部参事

先ほどからお答えしているとおり、今回の我々の許可については水面占用を許可したものでありますので、あくまで陸域の部分ではないということでございます。

（「委員長、今、答弁になっていないと思うのですけれども」と呼ぶ者あり）

### ○委員長

中村吉宏委員、もう一度説明してあげていただけませんか。

### ○中村（吉宏）委員

分区条例が陸域だという話はわかりましたと。今、この表の中で港湾法第 2 条第 5 項の漁港区のところで説明がありますが、まず係留施設として浮き桟橋があります。浮き桟橋は、漁港区では何でもつくっていいという状況にはなっていないくて、その下の先ほど読み上げていただいた枠の中の、漁船のための係留施設であればいいですよというところで丸がついているのです。これは、そもそも港湾室というか産業港湾部でつくった資料ですよ。今お話を伺ったところ、その浮き桟橋は観光船に係留させるための目的だというお話がありましたけれども、それではこの表と整合性がないのではないですかと、ここをきちんと説明してくださいと。分区条例がその区域の陸域の建物、建築物に関する規制だというのはよくわかったので、その先のお話を説明してほしいというのが質問の趣旨です。

### ○（産業港湾）港湾室長

確かに浮き桟橋は、港湾法第 2 条第 5 項に掲げております係留施設の中の浮き桟橋に間違いございません。この浮き桟橋を設置するための水面占用、これにつきましては港湾法第 37 条第 2 項におきましては、「港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え」ですとか「港湾計画の遂行を著しく阻害し」ですとか、「その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならず」とございまして、私どもは、この条文に照らし、著しい支障を与えるものではないということで、分区条例とはまた別に、係留施設につきましては港湾法第 37 条第 2 項の規定に照らして合法であるということで許可した次第でございます。

### ○委員長

先ほどの分区とは違うという話もあったのですけれども、それとはどうなのでしょう。今だと分区には入っていて、プラス港湾法第 37 条第 2 項に該当するということだったのですが、分区には入っているのですね。分区には、この浮き桟橋が入っているという認識でよろしいのかどうか。先ほどと何か話の整合性がとれなくなってしまうので、もう一度その辺の答弁をしていただけますか。

### ○産業港湾部参事

今、港湾室長からお話をしたとおり、水域については港湾法第 37 条第 2 項に規定されているように著しい支障を与えないということで、あくまで水面占用については、この第 37 条第 2 項で許可をしたところでございます。

### ○中村（吉宏）委員

先ほども聞きましたが、港湾法第 37 条第 2 項を根拠にされましてと。港湾法第 37 条第 2 項はわかるのですけれ

ども、では港湾法第 2 条第 5 項で規制が入っていて、漁港区だから浮き桟橋をつくれないのだというこの表との関係は、おかしいではないですか。では、港湾法第 37 条第 2 項が抜け道になるということですか、この法令規制の。その辺を引っくるめて、この港湾法第 2 条第 5 項との関係と、この分区は陸域だけ規制しているというお話がありました。どうやらそうでもないのではないですか。もう少ししっかり解釈して答えてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○産業港湾部参事

この表の中では、今お話をされてございますが、丸印以外のものが規制をされるということで、ここでは漁港区について、ある程度規制をされるけれども、我々は水面の占有として港湾法第 37 条第 2 項と市の港湾施設管理使用条例で水面の使用の申請を認めたということでございます。

○中村（吉宏）委員

それでは、この港湾法第 2 条第 5 項と分区条例との規制関係を、今、港湾室は港湾法第 37 条を根拠にして水面の利用について判断したとお話していますけれども、ではこの関係はどこの部署が判断して許可、不許可だという話になるのか説明してもらえますか。

○産業港湾部参事

この部分の解釈については、産業港湾部港湾室で判断をしたものでございます。

（「だったら答えてくださいよ」と呼ぶ者あり）

○中村（吉宏）委員

本来だったらしっかり整理してくださいというところですが、整理してくださいの前にもう一回だけチャンス差し上げたいと思います。今、港湾法第 37 条第 2 項云々というお話がありましたけれども、その手前で私は、港湾法第 2 条第 5 項とこの漁港区の規制、これは分区条例が云々とおっしゃいますけれども、漁船のための係留であれば問題ないのですよ。漁船の係留ではないものに対してどうしてこれで許可が出せるのか、第 37 条第 2 項は何か支障云々というお話がありますけれども、根本的にそういうことではないと思うのです。そこをしっかりと調べたのかというところだと思うのですが、この点しっかりと納得のいく答弁をいただきたいと思います。

○産業港湾部参事

同じ答弁で申しわけございませんけれども、陸域に関する規制は分区条例で規制してございますし、水面に関しては例えば港湾法第 37 条で水面の占有について規定してございますので、港湾法第 37 条に基づいて、これは水面占有ですから陸域ではないので分区条例では今回認めていないというところでございます。

（「だったら、ここの条文の関連性を説明してくださいと言っているのですよ」と呼ぶ者あり）

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○委員長

中村吉宏委員。

○中村（吉宏）委員

今、再三にわたって、この港湾法第 2 条第 5 項の港湾施設に関する規定とその説明書き、漁船等の係留施設というところについて、本来漁船であれば係留は可能な施設にもかかわらず、観光船についての係留は認められないのではないかという、この港湾法第 2 条第 5 項とこの漁港区に規定されている部分の規制との関係をずっと聞いているのです。港湾法第 37 条第 2 項で支障がないから浮き桟橋を許可したという話なのですが、そもそも聞いていることも、港湾法第 2 条第 5 項で禁止しているものを、どうして港湾法第 37 条第 2 項で許可ができるのか、その辺の理由をお聞きしているところなのですが、明確な答えが返ってこなくて港湾法第 37 条第 2 項に基づいて許可しましたという一辺倒の答弁になっていますが、本来質問している趣旨と少し違う答弁がずっと返ってきているので一旦整理をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長

今、中村吉宏委員から、分区条例の話と参事が言う港湾法第 37 条の話が少しごちゃごちゃになっているといひますか、要は、中村吉宏委員は、浮き棧橋が分区条例では漁業区で規制されている、以外のものは規制されているということですよね。

(「浮き棧橋は入っていますから」と呼ぶ者あり)

それについては、まず一つずつ答えてもらいたいのですけれども、分区指定についてのこの港湾施設、港湾法第 2 条第 5 項の浮き棧橋についてはどういうふうになっているのか、まず説明してください。

○(産業港湾) 港湾室長

浮き棧橋につきましては、まず、分区条例の別表第 3 第 1 号には入ってございません。

それと、港湾法は、まず、第 2 条第 5 項でそれぞれの港湾施設というものをうたってございますが、それらの施設につきましては、港湾法第 37 条第 2 項の著しい支障がないものという判断の中で設置の許可をするということになります。

(「委員長、わかりましたか、今の」と呼ぶ者あり)

○委員長

分区条例の中ではできない、浮き棧橋はつくることができないという解釈でよろしいですか。

(「重要ですから、ちゃんと答えてください」と呼ぶ者あり)

○(産業港湾) 港湾室長

漁船以外の船が係留するための浮き棧橋、これにつきましては分区条例上は規制されます。

○委員長

規制されるという理解ですね。

○中村(吉宏) 委員

であるならば、本来規制されるものに対して許可をおろしたということではよろしいですか。そういう認識ですね。

○産業港湾部参事

我々の許可については、分区条例に基づいて浮き棧橋を許可したのではなくて、あくまで小樽市港湾施設管理使用条例に基づいて許可をしたところでございます。

○中村(吉宏) 委員

では、その 2 種類はどう違うのですか。明確に説明してください。

○産業港湾部参事

分区条例については、先ほどもお話をしましたけれども、陸域に関する条例でございますし、港湾施設管理使用条例は、それぞれの例えば工作物だとか各種施設について、市の港湾施設を利用する場合の必要な事項を定めている条例でございます。

(「どっちが優位なんだ」と呼ぶ者あり)

○中村(吉宏) 委員

分区条例にも別表第 3 第 2 号、漁船のための係留施設とありますよと。港湾法第 2 条第 5 項を見れば、第 3 号に係留施設の中に浮き棧橋が入っています。なるほど、これは係留施設に当たるのだな、それは漁船のためであれば認められるけれども、漁船のためでなければ認められない、こういう規制になっていると思うのですが、今の御説明だとまた別のルートがあって、別のルートだと認められるのだというお話なのですが、法規の優先関係ですとか、これについて両方見なければならぬと思うのですよ、許可をしていく場合には。どういう見方をされてどういう優先順位で判断をされたのか、お示しいただけますか。

○産業港湾部参事

港湾法がありますので、まずは港湾法に基づいて判断があるというふうに思っています。そして、今回は水面占用の申請でございますので、それについてはこの条例に基づいて許可をしているというところでございます。

○中村（吉宏）委員

では、分区条例の漁港区に関連する今の状況というのは、全く考えなくてもいい性質のものなのですか。お答えください。

○産業港湾部参事

考えなくてもいいというその趣旨がよくつかめませんが、我々は分区条例がありますし、管理使用条例がございまして、それぞれ判断した中で、今回、管理使用条例で水面占用については許可をしたというところでございます。

○中村（吉宏）委員

水面占用については許可、それはわかります。今の質問の趣旨というのは、分区条例については許可をするかしないかの判断材料として考慮しなくてよかったのですかということを知りたいのです。

○産業港湾部参事

もちろん考慮した中で、我々としては、今回、陸域の規制にかかわる分区条例ではなくて、管理使用条例で管理している水面の占用については許可をしているというところでございます。

○中村（吉宏）委員

ではこの条例も検討されるというのであれば、先ほど港湾室長が条例上、観光船は泊められないですと、漁船しかだめなのです、係留できないのですというお話をしましたよね。こことの整合性をどうやって担保するのですか。教えてください。

○委員長

お答えできますか。許可を出すまでの経緯、この条例ではだめだった、それでこの条例で適用したという、その経過をもう少し説明していただければと思います。

○産業港湾部参事

今回の浮き桟橋の設置につきましては、港湾施設の占有という形での申請が出てございまして、我々もその申請について、仮桟橋を設置するための水面占有という形での申請を受けて、法の第 37 条第 2 項で著しい支障を与えないという判断のもとに施設管理使用条例で水面占有を認めたということでございます。

○中村（吉宏）委員

海面占有に関する申請があったということですが、そもそも具体例でいけば、浮き桟橋をつくりたいのですというのが申請を上げてくるその根っこなわけですよね。それについていろいろな条例や法令に該当するのかわからないのか、規制の関係を含めて、それを確認するのが本来港湾室のお仕事であると思うのですよ。今、港湾室長がおっしゃったように、分区条例の別表第 3 にかかわって、この港湾法第 2 条第 5 項の規定から少し逸脱する、本来は設置が認められないのだというものを見落としたということですよね、これ。確認しますけれども、もう一回教えてください。重要なことですよ。

○（産業港湾）港湾室長

先ほど参事からも御答弁申し上げましたが、許可するに当たっての根拠法令といたしまして、港湾法第 37 条第 2 項に適合するというので、まず許可したわけでございます。確かに港湾施設として浮き桟橋、これは列挙されております。この地区につきましては漁船のための係留施設ということになってございしますが、分区条例につきましては表題にもありますように臨港地区内の分区における構築物の規制ということでの条例でございますので、私どもは、あくまでも水面の占有許可という申請につきましては、特に著しい支障がないということで港湾法

第 37 条第 2 項に基づいて適用条例、港湾施設管理使用条例に基づいて許可をしたということでございます。

○中村（吉宏）委員

では、何で分区条例の中にこの係留施設として浮き桟橋があるのか、その説明ができないのですよね。そもそも条例制定時に取り間違えて入れてしまったのですか。お答えください。

何でそもそも浮き桟橋がこの分区条例の中に入っているのですか。その理由を説明してください。

○産業港湾部参事

条例を制定したときのことでございますけれども、それは多分、基本条例みたいなのがあって、それに基づいて陸域についてはこういう形で規定をしているというふうに理解をしてございます。

○中村（吉宏）委員

基本条例みたいなものとは何ですか。お答えください。

○産業港湾部参事

国が一般的に定めてございます標準条例といいたいでしょうか、そういう見本みたいなものに基づいてつくったのだろうと。これは平成 8 年なので我々が今なかなかすぐ判断できないところでございますけれども、条例をつくる際はそういうものを参酌しながら制定をしているというものが一般的だと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

何で国が条例をつくるのですか。お答えください。

○産業港湾部参事

国が制定するというのではなくて、見本として分区条例の見本をそういう形で提示をしているといえますか、案として示しているのだろうというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

国がこういうふうにつくるのですよと。それは内容を、では審査しないでそのまま記載してしまったということなのでしょうか。私が聞いている趣旨は、そもそも浮き桟橋が何でこの中に入っているのかということなのですか。でも、では港湾室の答えでは、国が条例のひな形をつくって、それをそのまま使ったのでそのまま残っていますということよろしいのでしょうか。

○産業港湾部参事

先ほどもお答えしましたけれども、平成 8 年の話なので今の話は断定ではなくて、そういうことではないかということ考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

同じ議論をしてもしょうがないので言いますけれども、浮き桟橋というのは海上水面の上だけになんてあり得ないのですよ。陸上からお客さんが船に乗るため、あるいは人が船に乗るために使用する係留施設なわけですね。当然陸上にもかかわってくるわけですよ。だからこそ、この分区条例で規制しているのではありませんか。この規制の趣旨というか、この規制の内容の中に含めているのではないのでしょうか。そうだと思うのです。だから、分区条例でこういうものを、漁船のための浮き桟橋以外のものをつくってはけませんよと、海中に浮いている浮き桟橋なんか何の役にも立たないのではないですか、こういう趣旨だと思うのです。だからこそ、この分区条例の規制も非常に重要なわけで、ここから逸脱するといけませんよ、今回漁船しか泊められない、そういうものに対して観光船の船を係留していいという許可を市では出した。その根拠をいつもずっと港湾法第 37 条第 2 項に求めていますけれども、改めて聞きますが、この辺の確認とこの分区条例についての認識、もう一度どうでしょう、この許可をするに当たって。しっかりとお答えいただきたいと思います。

○産業港湾部参事

何回も同じお話をして大変恐縮でございますけれども、あくまで今回の浮き桟橋、浮き桟橋は浮き桟橋でござい

ますので、決して陸にかかるということではなくて、水面占用という形で我々は許可をしたところでございますので、あくまで分区条例に関しては陸域の規制でございますので、浮き桟橋については水面占用ということで許可をしたところでございます。

○中村（吉宏）委員

何度この話をしてもまた押し問答ですし、経済常任委員会でもしっかりと、別なテーマもありますので話していきますけれども、明らかに一つ言えるのは、この分区条例で、では何のために係留施設として浮き桟橋を捉えてその想定の中に入れて規制しているのかと、本来、許可を出すというときに、そういう趣旨を踏まえてしっかり確認をしなければならなかったものなのですよ。一般質問でもお話ししましたけれども、営業する方たちは、多大なお金をかけていろいろ開発していくわけではないですか。これが今の事業者だけの話ではないですよ、これからこういう事業者が出てきていろいろなことをやりたいといったときに、そういうあやふやな根拠でもって許可を出したり、今回これが、もし条例違反だという話になって許可の取り消しを求める訴訟ですとか、そういう状況に発展していったらどうするのですか。これは小樽市の恥だけでは済まないですよ。財産的な損失なんかも出てくるわけでしょう。なので、もう少し緊張感を持ってやってほしいのです。

今回、一つ詰めていきましたけれども、この漁船のための係留施設、これについては浮き桟橋が妥当かどうか、私の中では、これはもうアウトだなというのは判明しましたけれども、港湾室がそうではないというのであれば、またしっかりと議論していきたいと思いますので、それを申し述べて終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

（理事者入退室）

○委員長

公明党に移します。

---

○松田委員

代表質問した項目の中から、さらに詳しくお聞きしたいことがありますので質問させていただきます。

◎市長の公務代理出席について

最初に、市長の公務代理出席についてお聞きします。

いただいた答弁書をもう一度読み返してみましたが、読めば読むほどますますしっくりこなくなりましたので、しつこいかもしれませんが、市長の資質にかかわることですので、もう一度質問させていただきます。

最初に、通常、市長の行動予定表というのはいつの時点で掲載されるのか、この点についてお聞かせください。

○（総務）秘書課長

ホームページ上の行動予定表という形で、来週の分に関しましては、前の週の金曜日にアップするという形をとってございます。

○松田委員

そこでお伺いしますけれども、7月9日、10日の東京小樽会、関西小樽会の案内状等につきまして、その出欠の状況を知りたくて資料要求もさせていただきました。それで、各案内状の出欠締め切り日はそれぞれ違っていますが、出欠の回答をした日をそれぞれお答えいただきたいと思います。

○（総務）秘書課長

まず、関西小樽会の出席の回答をした日は、5月26日でございます。それから、東京小樽会の回答をした日は6月3日でございます。さらに、おたるドリームビーチに関しましては、6月30日という形になってございます。

○松田委員

市長杯パークゴルフ大会はどうでしょうか。

○（総務）秘書課長

失礼いたしました。パークゴルフ大会の返事の部分に関しましては 6 月 17 日に返答してございます。

○松田委員

そうしますと、回答期限からいくと、先に関西小樽会とかパークゴルフ大会とか東京小樽会の後にドリームビーチの御案内が来て出欠が 6 月 30 日ということなのですから、では関西小樽会、パークゴルフ大会、東京小樽会については、どのようにして回答を先にしたのでしょうか。

○（総務）秘書課長

どのようにという形でいらっしゃいますか。

○松田委員

先ほど言ったのは、関西小樽会、パークゴルフ大会、東京小樽会というのは、ドリームビーチの出欠より、もう締め切った後に、もう出席か欠席か返事をした後にドリームビーチについては返事をしていますよね。ということは、欠席したということは途中で変えたのでしょうか、そういう部分でお聞きしたいのですけれども。

○（総務）秘書課長

失礼しました。松田委員の御質問の中でドリームビーチの海開き、これは 6 月 27 日に御案内を受理いたしまして 6 月 30 日に返答してございます。その中で、当初 5 月 26 日に関西小樽会、6 月 3 日東京小樽会、6 月 17 日パークゴルフ大会、この部分、予定の変更という形で先方には連絡をしてございます。

○松田委員

では、最初に出席するという事で返答してきたけれども、ドリームビーチを出席するということに変えたので途中で欠席にしたということよろしいのでしょうか。

○（総務）秘書課長

松田委員の御質問のとおりでございまして、ドリームビーチの海開きという部分がございまして、これの受理をした後に関西小樽会、東京小樽会等に関しまして代理出席ということで連絡したところでございます。

○松田委員

では、ことはドリームビーチは出席としたということですが、例年ドリームビーチの海開きについて、祈願祭については、出席状況というのはどういうふうになっていたのでしょうか。

○（総務）秘書課長

過去のドリームビーチの海開きの出席状況でございますけれども、直近、平成 23 年度からさかのぼりまして調査をいたしました。23、24、25、26 年度、この各年度に関しまして案内が来ておりますけれども、市長は欠席という形になってございます。

○松田委員

それで、パークゴルフ大会につきましては、初めは関西小樽会、東京小樽会が出席というふうになっていて、パークゴルフ大会については欠席ということで返答しているのですよね。

○（総務）秘書課長

6 月 16 日に開催案内を受領した時点で、6 月 17 日に電話で連絡したのですけれども、副市長代理出席という形で返答してございます。

○松田委員

先日、代表質問で代理出席の基準と公務が重複した場合の出席の優先度についてお聞きしたところ、御答弁では、代理出席の基準はないが公務が重複した場合は会合の重要性や欠席した場合の影響を考え、また、過去の出席動向

などを総合的に勘案して優先させるということで御答弁いただいたのですけれども、そうすると、ドリームビーチについては今までは出席していなかったと。そして、関西小樽会、それから東京小樽会については、今まで欠席したことがなく、出席していたということから考えて、先ほどの御答弁にあるように、過去の出席状況などを勘案した場合というふうに言っていますけれども、ではなぜドリームビーチを出席する、まして出席すると返事をしていたのにもかかわらず変更せざるを得なかったのか、この点についてお聞かせください。

#### ○（総務）秘書課長

公務が重複した場合、その重要性や影響を考え、過去の出席動向などをとということで、このたびドリームビーチを優先した形でございますけれども、市長の気持ちといたしまして、一昨年事故を捉えまして、その起因となったドリームビーチにおいて 2 年ぶりに再開するということもございました。7 月 9 日、この日でございますけれども、2 年ぶりのドリームビーチの再開という部分、それから、事故の影響という部分で各メディアからの注目度という部分も考えまして、その部分で、その後、海開きの後に飲酒運転根絶のキャンペーン等もありました。ということの中で注目度においては、飲酒運転根絶の日の 7 月 13 日と同様かそれ以上に影響が大きいということの中で、その場に地元の首長がいるという意味も、大きな意味も持つということを総合的に勘案いたしまして、7 月 9 日は地元にいるということで判断したところでございます。

#### ○松田委員

今のお話を聞くと、メディアが注目しているからということだと、また、2 年ぶりにドリームビーチが再開したからということで出席というふうになっていますけれども、そもそもドリームビーチが昨年開かれなかったというのは、確かに飲酒運転という、そういう痛ましい事故もあったかもしれませんが、そもそも違法建築物があつて、それが撤去できなかったからドリームビーチが昨年開かれなかったというわけですね。そうなったときに、なぜそのドリームビーチの出席を優先しなければならなかったのか、ドリームビーチが市営とかいうのであったらまだしも、違法建築が撤去されなかったというのが開かれなかった最大の要因だと思うのですけれども、なぜそこまでしてドリームビーチに義理立てというかしなければならなかったのか、それについてはもう一度お答えください。

#### ○市長

私の行動ですので改めて私から御説明させていただきますけれども、皆さんもその日、過ぎましたからもう御存じかと思います。その次の日において各メディアで取り上げられたのは、例年における海水浴場が開いたという季節柄の風物詩ではなくて、ほとんどがドリームビーチ再開に合わせて、表題としては飲酒運転根絶に課題であったりとか飲酒運転の根絶における活動に取り組んだ、いわゆる海水浴場の海開きの絵とかではなくて、そのときに警察の方々と協力させていただいて配布させてもらった飲酒運転根絶のチラシを啓発していく活動であったりとか、そのようなことがやはり注目をされていた、これが事実かと思います。松田委員が御指摘のように、昨年ドリームビーチ海水浴場そのものが開設できなかった原因というのは、おっしゃるように違法建築物が除却できない、それが大きな理由ではありましたが、昨年それが原因で開かなかった分、2 年前に飲酒運転で起きた事故、それ以来開催されるというのはことしの 7 月であったということでございます。ですので、私としては、これが再開されるというお話を受けたときには、やはりそのことをしっかりと考えながら、このまちの代表として判断をしなければならない、このように私なりに考えたところでございますので御理解をいただければと思います。

#### ○松田委員

それで、確かにドリームビーチでの海水浴帰りでお亡くなりになった方というのはいらっしゃいますので、本当に大変な事故だったと思います。そこで 7 月 13 日に、これを機に昨年 12 月に北海道飲酒運転の根絶に関する条例が施行されたということがありますが、あくまでも施行されたのは 7 月 13 日でありまして、その 13 日には飲酒運転根絶キャンペーンでドリームビーチでもチラシを配っていますし、また、その日に起因して朝から晩まで、私も出席していましたけれども、午前中には小樽駅前街頭に立って啓発運動されたりとか、また、夜にはサン



モール一番街で飲酒運転根絶ということもされたと思うのです。そういったことで、やはり 9 日というよりも 13 日がそういう形でやっているのですから代理でもよかったのではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○市長

松田委員はそのようにお考えかもしれませんが、私は 7 月 9 日、ドリームビーチが再開される日が 7 月 13 日と同じ重みを持っていると思っていたところでございます。ですので、7 月 9 日と 7 月 13 日もこの小樽から離れるべきではないと判断させていただいたところでございます。

○松田委員

そのときに小樽を離れるべきではなかったとおっしゃいましたけれども、ドリームビーチが終わった後、警察の方との懇談会があって、それも昼ぐらいで終わったとお聞きしています。では、離れるべきではなかったと言いますけれども、その日は、その後、何をしていたのでしょうか。

○市長

私は、その終えた後、自宅に戻りました。

○松田委員

自宅に戻ったということなのですから、この間も質問しましたが、行こうと思えば時間的に関西小樽会に出席可能だったと思うのですけれども、昨年ですか、会合のときに重要な会議があって東京からとんぼ返りしたこともあると、そうやって考えていったときに、本当に考えるのであれば、関西小樽会に出席することは可能だったのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

○市長

御指摘のように結果的にはそうになりましたけれども、その当日にそれにかかわるさまざまな出来事やイベント等またはその他出来事が起きたときに、もともと関西小樽会等に行く予定を入れ込んでそのお話が来たときに、私自身がそちらを優先した場合に、結果的に誰も関西小樽会等に行けなくなる、そのような事態は避けたいと思いましたので、先ほど来総合的に勘案させていただいたとお話しさせていただいておりますが、初めから副市長に行っていただくということによってキャンセルという形は避けられるであろうというふうに思っておりましたので、結果的に副市長に早目に出席ということで私とかかわっていただいたということでございます。

○松田委員

パークゴルフ大会は、先ほど欠席して今度出席になったのですけれども、では当初は誰が出席することになっていたのでしょうか。

○（総務）秘書課長

まず、パークゴルフ大会の部分につきましては、4 月に年間のスケジュールをいただきまして、7 月 10 日は市長杯という形で御案内をいただいております。仮に、仮という形で 6 月 26 日と 7 月 10 日がパークゴルフ大会という形で入れておりまして、6 月 16 日に 7 月 10 日の市長杯のパークゴルフ大会の開催案内を受け取りましたときには、副市長が代理出席という形で返事を返してございます。

○松田委員

そうすると、前の話では、自分が欠席できないときに副市長に、その関西とか東京の小樽会の方とつながりをつけてほしいから副市長に代理をさせたのだという、何か副市長に行かせたいからというふうに私は捉えたのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

（「不信の塊でしょう」と呼ぶ者あり）

○（総務）秘書課長

結果的に関西小樽会、東京小樽会、副市長が代理出席という形でございました。当初、5 月末、6 月初めの御案

内をいただいた時点においては、5 月 26 日と 6 月 3 日に市長が出席という形で返答いたしました。当初は市長出席という形で組んでおりましたが、7 月 9 日、ドリームビーチの関係の海開き等が重なりましたので、その時点において副市長の代理出席という形で総合的に勘案してこういう形で調整したという形でございます。

#### ○松田委員

この間の御答弁では、要するに確かに関西小樽会とドリームビーチは重なりました。そのときに東京小樽会を欠席した理由として、関西小樽会を欠席したから、それで東京小樽会も、一つ行かないで一つ行くわけにはいかないからあえて欠席したと言っていますけれども、先ほども言いましたとおり優先順位だとかとなったときに、一つを欠席することによって与える影響を考えたときにということが御答弁であったのですけれども、それでは東京小樽会の方について、ほかの関西小樽会も欠席するから東京小樽会にも出席できないと返事をしたのでしょうか。

#### ○市長

何度も繰り返して恐縮ですけれども、そのように返事はしておりません。基本的には、もう皆様も御存じかと思いますが、関西小樽会の取り組みと東京小樽会の取り組み、その総会等をこちらから伺わせていただいたときに出席しやすいようにと日程を常に調整をいただいているところでございます。そのおかげでそのように日が続いて総会を開催していただいているところでございます。ですので、その中で先ほど来、総合的に加味してということで答弁させていただいておりますが、私は 7 月 9 日の件で私なりにそういう判断をさせていただいたところでございますので、片方だけ私が出席して片方だけ副市長とかではなくて、また、そのような影響等がないように、副市長に代理出席でということで両団体に提出をさせていただいたというところでございますので、それらは今の御指摘も含めてさまざま加味をさせていただいた結果でこのようになったというところでございますので、御理解をいただければと思います。

#### ○松田委員

恐らく出席を途中で変えたということについて、向こうでは会合が重複したからということで納得はしたのだと思うのですけれども、今はインターネットの時代ですし、また、この議会議論を聞いていったときに、関西小樽会の方、また東京小樽会の方、今のこのやりとり、議会議論を聞いたときにどのように思うのかなと、やはり私はどのような思いで今いるのだろうかと考えます。そういったことで、市長はいろいろ理由づけしていますけれども、やはり一つを欠席して一つを出席できないから云々ということでの理由を言ったときには、本当に向こうの方には大変失礼なのではないかと思えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

#### ○市長

私自身は、何度も繰り返して恐縮ですけれども、今年度は飲酒運転の根絶において、先ほど松田委員からもお話しされたように、昨年北海道の条例において 12 月、飲酒運転の根絶に関する条例が制定をされたところでございます。そして、その条例における飲酒運転根絶の日ということで、ドリームビーチを起因とした事故の日、先ほど来お話しされている 7 月 13 日となりました。これはやはり小樽の代表である市長として非常に重く受けとめなければならない、私はこのように考えているところでございます。そして、それに伴う起因となったドリームビーチが、原因は別としても 2 年ぶりに今年度再開をする。この再開の日は、私としては 7 月 13 日と同じほどに重い日であるというふうに思っておりますので、その件について、このたび改めて御指摘の中でこのようにお話しさせていただいておりますけれども、そのような判断を私はすべきであったと思っておりますし、改めてこの議論を関西小樽会の方であったり、東京小樽会の方であったり、お聞きになれば御理解をいただけるのではないかと考えております。失礼なことをしたというふうな認識は持っていません。

#### ○松田委員

それは市長が考えていることであって、実際に関西小樽会の方、東京小樽会の方がどのように思っているのかということは、やはりきちんと聞くべきではないかと思えます。確かに市長は、激務でありますことは、皆様御承知

であります。その中で先ほど言いましたとおり自宅に帰ったと、市長の動きというのは確かに大変でしょうけれども、ある程度あらかじめわかる部分もあるわけですから、先ほど言いましたとおり関西小樽会はおくれてでも出るべきではなかったのかと私は思います。そういうことでいろいろ判断に迷うこともあるかと思いますが、その判断をお間違えないようにお願いしまして、このことについての質問は何回やっても市長のお答えは変わらないと思いますので、それについては一旦これで終わらせていただきます。

#### ◎人事について

では、次に人事についてお聞きします。

市長が就任してから管理職の降任の状況を見ますと、一つ下位の職責への降任ならまだしも、二つ、そして三つ下位に降任された方がいます。この職責への降任ランクを初め、降任希望者の降任後の異動先というのはどのようにして決めるのかお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（総務）職員課長

まず、後任者の職につきましては、降任希望の際に希望申出書というのを本人から提出いただくことになりまして、それには理由のほかに希望する職位というのを記載いただくことになっています。これがまず基本になるということでございます。

それと、異動先についてですが、今、記載された降任理由、それと申出書に記載された本人が希望する職位、それと職場の必要性といいますが、それもありますし、あと実際の異動の段階では所属の部長から異動内申というのが出てまいりますので、それには本人の希望する異動先が記載されていますし、また、適性等も書かれておりますので、そういうのを踏まえまして総合的に判断して決定するという形になってございます。

#### ○松田委員

この制度ができてから今まで森井市長が就任するまでは 4 名、そして就任後は、この 2 年間で 9 名というふうになっていると思います。いかに森井市長就任以来、降任者が続出しているかがわかりますけれども、この 13 名の中には一般職も含めていますので、市長の任命責任といえば管理職ですから、市長就任以来、管理職以上の降任者の降任直前の在職期間をお示しいただきたいと思います。

#### ○（総務）職員課長

市長就任後の管理職ということでございますので、6 名が対象になるかと思います。個別にということではなく、大まかな期間でお答えさせていただきたいと思いますが、降任前の職の在職期間 1 カ月未満が 1 名、2 カ月以上 3 カ月未満が 1 名、在職期間 1 年が 4 名ということになってございます。

#### ○松田委員

お聞きしたところ降任希望が出た場合、次の異動期間のときに降任させると伺っていましたが、これらの 6 名の降任希望者が降任したいということで申し出した時期というのはどの時期になりますでしょうか。

#### ○（総務）職員課長

個別の話になりますので、降任希望申出書提出日から発令日までの期間ということで大まかにお答えしたいと思うのですが、1 カ月未満が 1 名、2 カ月以上 3 カ月未満が 4 名、3 カ月以上 4 カ月未満が 1 名、計 6 名ということになってございます。

#### ○松田委員

管理者の降任希望者には市長が面接したといいますけれども、今、見ましたとおり 1 カ月未満でもう異動したいという人がいます。また、2 カ月から 3 カ月未満の在職の方が 1 名ということで、これは去年の降任希望者だと思いますが、降任直前の在職期間が短かったことを見ても、この降任理由の中に人事異動が申し出るきっかけになったということは間違いないと思います。なぜなら、市長自身も我が党の斉藤議員への御答弁で、「これからも職員が降任を申し出ることのないよう、適材適所の観点に立って人事配置に努めてまいります」と述べていることから

もわかります。それなのに人事異動と降任との関連性を否定していますけれども、もう一度このことについて御見解を述べていただきたいと思います。

○市長

代表質問の中でも答弁させていただいたところでございますけれども、今、松田委員からお話がありましたように、そのように降任を希望されていた方々は、私自身も降任が決まる前に事前に直接事情をお伺いし、それぞれの個々の理由についてお聞きをし、その中でやむを得ないと判断をしたものでありますので、実際に今、御指摘されているような降任が適材適所ではなかったというふうにお話しされていますけれども、私がそのようにお伺いしている限りでは直接的につながるものではないと考えているところでございます。

○松田委員

市長はそうやっておっしゃいますけれども、やはり本人は直接異動ですよという理由というのは余り言わないと思います。

あと、短期間での異動というのは本人もさることながら、その周りにいる方にも大きく影響します。今は職場の人数も少ないですから、後から来た人が先に異動するとなると、もうそこに先に在職していた方の次の異動にも影響があるわけです。そこで平成 27 年度で異動になった方で 28 年度にも異動した方がいたら、その人数をお示ください。

○（総務）職員課長

19 名となっております。

○松田委員

あと、人事異動と降任者の関係について、市長は、今年度、つまり平成 28 年度の管理職については新たに留任内申書を設け、全て内申書をベースにしたほか、昨年度の 1 年間で私自身が見て聞いた意見も加えて私なりに改めて整理した情報も活用して適材適所の配置に努めたというふうにお答えしていますが、28 年度はそうかもしれません、今、問題になっているのは 27 年度の異動です。市長就任後、わずか 1 カ月で行った昨年の人事異動で、市長は見た聞いたと言っていますけれども、8 年間のブランクがありながらどのようにして、確かに市議会議員を 4 年間やっていますから、少しは役所の機構とかわかるとは思いますけれども、8 年間のブランクがありながら、どのようにして職員の資質を見たり聞いたりできたのか疑問に思います。

聞いたということについては、その方に差しさわりがあるので言えないけれどもということで、では見てきたということで、それならば、私、市長がどれだけ議会の傍聴しているのかと調べさせてもらいました。その中で見ましたら、確かに市長は傍聴にも来ています。ただ、それは本会議や予算特別委員会にも来てはいますが、専門的なことを議論する常任委員会には一度も来ていません。また、御自身が選挙に出られる直前の 1 年間の傍聴回数は、本会議が 1 回で予算特別委員会は 1 回のみとなっています。本会議に出席するのは部長職ですし、委員会に出席するのは課長職以上ですから、例えば課長に昇任する方の参考にはならないと思うのですけれども、この点についていかがでしょうか。

（「私、そのころまだ一般の人なんですけど」と呼ぶ者あり）

○市長

大変恐縮ですが、この見て聞いてというお話においては、今までも皆様から御指摘をいただいていた、役職等をお話しさせていただいた中で、非常にその相手側に御迷惑をおかけしたりとかした部分もあります。また、それをどのように見たのかということ具体的にお話をしますと、その個々においての影響等にも結びつきかねませんので、大変恐縮ですが具体的に差し控えさせていただきますが、しかしながら皆様も御存じのように、私自身 8 年間のブランクがあるというお話がありましたけれども、その間、過去 2 度とも私は市長選に挑まさせていただきました、市政運営については常々意識をしていたという状況ではございますので、その間、意識をしながら

そういうような部分も見て聞いてという環境を自分なりに考えてやってきたというところでございます。

○松田委員

では、意識してきたから、だから今、問題になっているのは、その見て、聞いたということが客観的にどのようになるのかと、それが無いから今、問題になっているということだと思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

○市長

これも何度も今までも答弁させていただいておりますけれども、それに伴う書面としてのものは残念ながらその当時につくったものはございません。しかしながら、顧問弁護士から、それを書面としてなければならないと言われておりませんので、そのような書面としては残っていないというところでございます。

○松田委員

市長がそのように言うのであったら、それはまた今後の議論にさせていただきたいと思います。

◎職員のストレスチェックについて

次に、職員のストレスチェックについてお聞きします。

ストレスチェックにつきまして聞きましたところ、約 130 万円余りの経費がかかるとお聞きしたのですが、このストレスチェックにつきましては昨年 11 月に法制化されたことを考えると、この経費というのは今年度の当初予算から計上されていたのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

計上してございます。

○松田委員

ストレスチェックについては、今月末から 10 月末にかけて行うようではございますけれども、これから行うということをお願いしていましたが、このストレスチェックの判定結果というのはいつごろ出るのでしょうか。

○（総務）職員課長

ストレスチェックにつきましては、個人分析と集団分析というのがございますけれども、個人分析の結果につきましては、大体 3 週間程度ということで 11 月初旬ぐらいから結果が出てくると考えてございます。集団分析につきましては、未受診者の報告というのが 10 月末に報告が来ることになってございまして、その後に受診勧奨をして、あと集団分析は 10 人以上の職員でやらなければなりませんので、仮に少ない職場なんかがありますと組み合わせを考えなければならないということもございますから、そういうことで一定程度の期間が必要と考えてはございまして、最終的には、委託期間が 3 月末までとなつてございますので、それまでには判定結果をいただきたいというふうには考えてございます。

○松田委員

ストレスチェックの未提出者の把握は、産業医と職員課の特定の実務担当者が行い、全ての職員が受けるように勧奨すると御答弁いただいているのですが、どのような方法でそのストレスチェックを受けていない方についてはするようにというふうに勧奨するのか、その方法についてお聞かせください。

○（総務）職員課長

勧奨方法につきましては電話か文書ということが方法としては考えられるわけですが、やはり周りの職員に知られない配慮というのが必要ということになりますので、実際にどれぐらいの未受診者がいるのかということによっても若干変わるかとは思いますが、現在、その方法については検討しているところでございます。

○松田委員

これから検討ということですが、先ほど個人と集団とあるということで、集団分析の結果は個人が特定されないように、課、室ごとに職員課長が情報提供を受けると聞いていますけれども、ストレスが多いと判断され

ば職場改善に向けた措置がとれるというふうに言いますが、ストレスが多い職場かどうかという判断は誰が行うのか、また、具体的にどのような措置がとられるのか、国などからの方針などが出されているのかどうか、これについてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

まず、集団分析における高ストレスの判定方法ということでございますけれども、国から厚生労働省が労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアルというのを出してございまして、その中に示されております仕事のストレス判定図というのをを用いて行う、これが国の推奨になってございますので、この方法によりまして集団分析は行う形になります。実際には委託業者が行う形になります。

具体的な就業上の措置ということでございますけれども、法律上の規定で見ますと、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置というふうに書かれてございますので、実際にはどういう状況で高ストレスかという状況を確認した上で対応していく必要があるというふうには考えてございます。

○松田委員

御答弁では水道局や病院局を除くと、市は労働基準監督署の適用職場ではないので集団分析の結果については国の機関への報告はないということですが、逆に言えば水道局や病院局は報告義務があるということでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

報告義務があるということでございます。

○松田委員

このストレスチェックにつきましては、この制度が始まったばかりの制度で戸惑うことも多いと思いますし、また、年数を経なければ比較だとかいろいろなことが見えてこない部分もあると思うのですが、今、市としてこのストレスチェックについて見えてきている課題だとかということについてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

今、お話しいただきましたとおり初めての取り組みということでございますので、実際に高ストレスということで出てきたときに、先ほどお話し、どのような就業上の措置というのがとれるのか、この辺が一番の課題になってくるのかなというふうには考えております。

○松田委員

ともあれ今、お話があったとおり、今、始まった制度でありますし、回数を経なければ比較もできないと思いますが、この制度ができた背景を考えれば、とにかくこのストレスチェックは、皆さんが本当に働きやすい職場になれるように、また、ストレスで不調を訴える職員が出ないように有効活用を図っていただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 53 分

再開 午後 3 時 15 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○高野委員

◎介護について

まず、介護についてなのですが、補正予算の介護給付費準備基金積立金が 5,581 万 3,000 円となっていますが、現在の積立金は幾らぐらいになっているのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

小樽市の介護給付費準備基金の現在の残高なのですが、第 3 回定例会の補正前で 3 億 5,841 万 7,251 円となっております。

○高野委員

この積立金が予想以上に多くなった場合は、平成 29 年度以降の計画の際に介護保険の引き下げ等はするなどということは考えているのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

今、委員のおっしゃったとおり来年度、次期計画策定というものを 3 カ年の介護保険事業計画を策定するわけなのですが、そのときに基金の残高を見ながら、その委員会の中で例えば保険料の低減のために取り崩すですとか、そういった検討を予定しております。現時点でどのようにするかというのは何ともここでは、まだ未定ですのでお答えできません。

○高野委員

実際、介護を受けられる方も人数がふえたりですとかいろいろ変動があるので、どのぐらい基金がたまったら、引き下げとかそういうことを検討するのは難しいかと思うのですが、ある程度、例えば 2 億円とか 3 億円ぐらいで目安にするとか、そういう金額の目安といいますか、そういうのは大体幾らぐらいなのでしょう。

○（医療保険）介護保険課長

今時点で、これまでそういった目安というものを特に設定とかといった検討をされたことはなかったのです。そういった委員会の中で、この事業規模が今後どうなるかであったり、あと介護保険料の、今、予算は大体 27 億円超なのです。なので、それで何か給付費の増減だったり何かあったときの不足に対応するためということで、一つの目安として、そういった介護保険料の規模に対して何%ぐらい持っていれば対応できるかとか、そういったものが一つの目安の考え方になるのかなというようなところでありますが、今時点はそういった基準というものは設けておりませんでした。

○高野委員

では次に、地域介護・福祉空間整備等交付金についてなのですが、今回の補正予算でも介護サービス事業の介護ロボットを導入するという話があったのですが、なぜ介護ロボットが導入になったのか、また、介護ロボットは主にどういうもので、どのようなロボットが該当するのか、御説明をお願いいたします。

○（医療保険）介護保険課長

介護ロボットの導入についてなのですが、この事業は国において介護ロボット等導入支援特別事業として予算化されたものです。市は国と事業者の間に入って間接的に補助を行うものです。このロボットの導入なのですが、介護従事者の介護負担の軽減を図る取り組みが推進されるよう事業者負担が大きい介護ロボットの導入を特別に支援するため、介護保険施設事業所へ導入に要する費用を助成するものです。

また、ロボットはどのようなものかということなのですが、要件としましては、日常生活支援における移乗介護、移動支援、排せつ支援、見守り、入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであるというものになっております。

該当するロボットは、具体的にどのようなものかという部分なのですが、センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボットとなっております。

○高野委員

では、小樽市の介護事業所は全体で何カ所あって、そのうち介護ロボットを購入したいと手を挙げた事業所は幾つあって、具体的にどのようなロボットの購入を希望しているのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

まず、小樽市内の介護事業所数なのですが、237 事業所あります。これは、このロボットの導入の対象になるような事業所を数えると、このぐらいの数になります。

手を挙げた事業所数というところなのですが、当初、事前協議ということで、こちらから照会をかけたのに対して、協議が上がってきたものは6事業所ありましたが、その後、国の内示額ですとか、あと1法人に1事業所というような、いろいろ国の予算の関係でそういったものがありましたので、最終的に補正案件としてのせたものは4事業所となっております。

事業所から出てきた希望されているロボットの種類なのですが、マッスルスーツという移乗介護に使うもの、あとケアロボコールという見守り支援に使うものです。あと、ベッド見守りシステム、こちらも見守り支援に使うものとなっております。こういった3種類のロボットが出てきております。

○高野委員

また、こういうロボットを購入するに当たりどのようなメリットがあるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

メリットなのですが、まず介護従事者の負担軽減、特に腰の負担とかそういったものに対しての軽減が期待できるとともに、そういったことに伴いまして、重度者の方も受け入れができるようになるですとか、あと離職防止ですとか、新しく入職を希望される方といった、そういった部分の増加も期待できるかと思っております。

○高野委員

今回、金額が上がっているのですけれども、このロボットの導入に当たり上限額が決まっていますが、例えば交付金の上限額以上に購入費がかかった場合というのはどうなるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

こちらにつきましては、まず国の予算の範囲内での補助となっております、市につきましても一般財源の持ち出しではなく、そういった補助になっておりますので、事業所の購入額費用が超えた場合には持ち出しといいますか、事業者の負担となります。

○高野委員

今回、国からの導入ということだったのですけれども、今後も今回だけではなくて、介護ロボット導入に当たり助成という予定は国からも出されているのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

現時点で国においてこの事業が次年度以降どのようなことになるかというのは特に今時点では不明であります。

○高野委員

では、導入してみて、この導入に当たったのは介護職員の負担軽減、そういう効果があるということで購入ということが事業所では出されていると思うのですけれども、今後、利用、導入した後、やはりすごくいいということになった場合に小樽市として介護事業所が購入したいというときに一部補助とか、そういうことは考えているのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

今回は国で10分の10補助ということで、一般財源は市の持ち出しはないもので、今後もこうした財源がない場合には、市の一般財源による補助は難しいと考えております。

また、今後、国の動向でこの事業がどうなるのかですとか、あと平成30年に予定されております介護報酬の中に



ロボットの導入についても検討されているような動きもありますので、そういった動向を注視していきたいと思っています。

#### ○高野委員

先ほど購入したい主なロボットというのが挙げられましたが、マッスルスーツですとか腰の負担が軽減されて離職率も減っているとかという状況もありますし、実際、あくまでも実際、導入してみても検証は必要であると思うのですけれども、やはり働いている人が負担なく働けるというのは大事なことですし、検討していい効果があれば、ぜひ国に対しても補助等の検討を要望していただきたいと思います。その点はどうか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

この事業につきましても、3年間ほど実績報告を上げていただいて、国で全国的に取り寄せて効果などの検証を行うことになっています。市につきましてもそういったものを見ながら、今後のそういった検討課題ということになるかと思います。

#### ○高野委員

##### ◎保育所問題について

次に、保育所の関係について質問します。

まず、電源立地地域対策交付金事業の活用をして、市立保育所保育環境整備事業費が 698 万 6,000 円となっていますが、具体的に保育所のどういうところに使われる費用なのか、説明をお願いいたします。

#### ○（福祉）子育て支援課長

この事業は、老朽化した最上、手宮、赤岩の3保育所におきまして、保育環境の改善を図ることを目的とした事業でございますけれども、最上保育所、手宮保育所、赤岩保育所の各保育所に児童のお昼寝用のお布団にかえましてスタッピングベッド、これは合成樹脂でできている積み重ねができるタイプのベッドでございますけれども、こちらを購入いたします。

また、この3保育所に児童用のテーブル、椅子、それから遊具を購入したいと考えております。

さらに、最上、手宮の保育所におきましては壁や床の修繕を、赤岩保育所におきましては玄関錠の改修を考えてございます。

また、最上保育所におきましては、備品収納用の物置、おむつ用ごみ収集庫を設置する予定でございます。

#### ○高野委員

今、説明の中にスタッピングベッドの購入などとあったのですけれども、やはり最近ではぜんそくの子供とかおられますので、こういうスタッピングベッドの導入はとていいとは思いますが、そのほかに壁、床の修繕とかも出ましたけれども、以前、中村誠吾議員が手宮保育所の耐震化についても質問したことがありますが、修繕というだけではなくて、やはり手宮保育所も建物が古くなっている状況があります。冬になれば廊下もすごく寒く、保育士が靴下を何枚もはいて仕事をしている状況があります。また、利用されている児童も多い保育所ですが、こういう修繕を考えるのではなく、今後、建てかえの計画等はあるのでしょうか。

#### ○（福祉）子育て支援課長

手宮保育所につきましては、現時点では施設の存続は決まっておりますけれども、耐震工事を行うのか、それとも建てかえを行うのかといった施設の今後のあり方につきましては、これから庁内で議論することとしております。

#### ○高野委員

また、遊具、おもちゃなどの購入も今回の事業費の中に入っているということなのですから、そもそも保育の運営費の予算の中でおもちゃを購入できないような予算配分があるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

おもちゃなどの消耗品の購入に係る予算につきましては、各保育所に運営費として配分しておりますけれども、おもちゃにつきましても、予算の範囲内で購入できるものと考えてございます。

○高野委員

今、運営費の中でおもちゃも買えるというような話があったのですが、実際に保育所に勤めている方の話を聞きますと、本当に文房具とかでお金を使ってしまったり、また、蛍光灯が壊れてしまったとかだったら、そちらにお金を使ったりして、実際におもちゃも買う予算がないと。本当に数カ月かかってやっと数年単位で絵本をそろえる、数年単位でやっと幼児のおもちゃを買えるというような状況なのです。保育士の方はいろいろ工夫されていて、段ボールで電子レンジのおもちゃをつくったりですとか、なるべく予算をかけないで、そういう工夫をしているのですが、やはり現場の保育士の方は、何年もかけてやっと絵本などを買えるとかではなくて、もう少し 1 年に 1 回は新しいおもちゃを買ったりとか子供にかけてあげたいと、そういう話がありました。やはりこういう話を私は実際に聞いていますけれども、子育て支援課で現場のそういう声というのは聞いて把握しているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

先ほど各保育所に必要予算の配分をしているというふうに説明いたしましたけれども、その執行に当たりましては各保育所と相談しながら、どのようなものを買うのかというのは相談しております。

○高野委員

相談しているという話があったのですが、相談しているのであれば、やはり何とか、絵本ですとかそういう予算をもう少しふやしてほしいとか、そういう話は出ていないのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

限られた予算の中で優先順位をつけながらどういったものを買うのかということになりますので、結果的に必要となるおもちゃが買えなかったということは過去にあったかもしれません。

○委員長

声は届いているという認識でよろしいですね。

○（福祉）子育て支援課長

その都度、現場の保育所と話をして声を聞いております。

○委員長

届いているということです。

○高野委員

声が届いているのであれば、ぜひそこも、今回特例として補助金をこういうおもちゃに充てるとかという、そういうことではなくて、やはり子供たち、保育士もそうですけれども、そこにお金も少しかけると、そういうことも検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

委員の御指摘になったおもちゃに限らず、必要な物品の購入に際しては適切に予算要求をしていきたいというふうに考えてございます。

○高野委員

適切にという話があったのですが、ぜひそういうことを考えていただきたいと思います。本当に何人かの保育士のお話を聞いても本当に大変だと、ペン 1 本買ったりするのに年内でどういうふうに予算配分するのかという本当に考えながらやっているという話があるので、ぜひその辺は検討していただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

来年度の予算要求から適切に要求してまいりたいと考えてございます。

---

○川畑委員

◎陸上自衛隊の銭函海岸演習について

私は、話が随分変わりますけれども、陸上自衛隊の北部方面隊の銭函海岸演習について質問させていただきます。

最初に、日本共産党は、自衛隊の一般的な訓練や演習については否定しているわけではありません。そのことをまずきちんと捉えていただきたいと思います。

ただ、今回このたびの訓練については、水難救助に名をかりた総合戦闘力の演習であって、重大な問題だというふうに我々は捉えています。9月16日、建設部都市計画課からこのような文書において訓練の実施が議員団に知らされました。日本共産党小樽市議会議員団は、直ちに陸上自衛隊北部方面隊の銭函海岸演習の撤回を求めて市長に申し入れしてきたわけです。

それで質問ですが、まず本市にはいつどこから伝えられたのかお答えいただきたいと思います。

○（建設）近藤主幹

いつどのようにという今の質問に対してなのですけれども、海岸法第10条第2項に基づく海岸の占用にかかわる意見につきまして、海岸の管理者である北海道後志総合振興局より平成28年9月14日に、市の窓口である都市計画課へ意見照会がございました。

○川畑委員

これは単なる通知で来ているのか、それともいつまでに回答してくれと、そういう求めで来たのか具体的にお答えいただけますか。

○（建設）近藤主幹

いつまでということにつきましては、9月20日まで意見を御回答くださいということに来てございます。

○川畑委員

そうしたら、9月20日といったらきょうですね、もう回答はしているのですか。

○（建設）近藤主幹

平成28年9月16日に回答してございます。

○川畑委員

それは、具体的にどのように回答されたのですか。

○（建設）近藤主幹

最初、意見照会が来たときに、小樽市の庁内の関係部署に意見を聞きまして回答しているのですけれども、内容につきましては、車両の通行における交通安全と道路保全及び市民への周知について意見をして回答してございます。

○川畑委員

それで、訓練実施期間がいただいた文書によりますと、9月25日から28日と。内訳は、移動日が25日で、26日、27日は訓練日と、28日は予備日となっていて、この4日間を指定しているのですけれども、この日程は確定したものなのか、それとも打診してきてこれからも変わる可能性があるものなのか、お答えいただけますか。

○（建設）近藤主幹

自衛隊からは、当日の天候により訓練時間、いただいているスケジュールにつきましては予定に変更が生じると聞いてございます。

○川畑委員

要するに天候によって変わる可能性はあるというだけの話なのですね。

○（建設）近藤主幹

そうですね。天候によってということで聞いてございます。

○川畑委員

私が調べた中なのですけれども、自衛隊の広報室発行のニュースリリースというニュースがあるのですね。これによると、9 月 26 日から 10 月 5 日の期間に平成 28 年度方面隊実働演習を予定していますと載っていました。場所については、札幌市だとか石狩市などの名前はあるのですが、小樽市はありませんでした。この 28 年度の方面隊実働演習と今回の銭函海岸演習との関連はどうか把握していればお答えください。

○（建設）近藤主幹

今の川畑委員のおっしゃられたプレス発表につきましては、自衛隊から市には特に内容等は聞いてございません。

○川畑委員

聞いていないということはわかりませんということですか。こういう今の私の質問には把握していないから答えられないということでいいのですか。

○（建設）近藤主幹

そのプレス発表につきましては、把握していないということでよろしいです。

○委員長

把握をされていないということですね。

○（建設）近藤主幹

そうですね。

○川畑委員

それで、海水浴シーズンというのも大分過ぎているのですけれども、北海道の自然環境保全指針では、この銭函海岸というのはすぐれた自然地域だと、これに指定されておりますし、砂浜の海岸として全国的にも希少な存在であるわけです。それで、森井市長はドリームビーチは一つの観光資源だと、そして市民の癒やしの場でもあると以前語ってありましたね。このような全国でも有数の希少の海岸というのは、小樽市民ではなくて道民を初め、広くは全国の国民のものであると私どもは考えています。水際地雷投下機能を持つ水陸両用車が演習を行うことで平和で安全な自然、砂浜の海岸を、どうこれを、イメージがもう壊されるのではないかと私は心配しているのですが、これについてはどう思いますか、もしできれば市長、お答えいただけますか。

○総務部長

今回の訓練については、基本的には道の判断というふうになると思っております。市からは、先ほど来建設部からお話ししておりますように、市としての意見を申し入れしているという状況でございますけれども、訓練内容としてお聞きしておりますのは侵入訓練ですとか、あるいは海上航行訓練、こういったことでお聞きしておりまして、市民の生活に大きな影響はないと考えておりますので、今、委員からお話ありましたとおり確かに道内有数の海水浴場でもございますけれども、時期的にもそういった海水浴客に影響があるような時期でもございませんし、大きな影響がないものと考えておりますので、特段今回につきましても道への申し入れということは考えなかったということでございます。

○川畑委員

海水浴時期ではないからいいのではないかという発想、これは非常に危険だと思うので、後でまたそれは質問します。

それで、議員団に知らせていただいたこの中では訓練参加人数、これは人員が 60 人、そして車両 30 台と記載さ

れているわけですが、隊員はどこの駐屯地に所属する隊員なのか、あるいは車両についてもどこの方面の部隊の所属なのか及びその車両種別ごとの台数はどうなっているのか、その辺については把握しておりますか。

○（建設）近藤主幹

車両等がどこの駐屯地の所在なのかということにつきましては、自衛隊に確認してございません。

○川畑委員

人数についても、どこから来る部隊とかというのは。

○（建設）近藤主幹

人数についても、どこの駐屯地かということにつきましては自衛隊からは聞いておりません。

（「確認していないということ」と呼ぶ者あり）

はい。どこの駐屯地からということによろしいのですよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

そうであれば確認はしてございません。

（「したら、どういうことだったら確認しているのですか」と呼ぶ者あり）

例えば、なぜこの場所で行うのかということにつきましては、自衛隊から聞き取りしているようなこともございます。

（「私の質問に何か合っていないみたいだ」と呼ぶ者あり）

○総務部次長

今、どこの駐屯地からという御質問がございましたけれども、こちらで押さえておりますのは、北部方面施設隊からということで、詳しいことは押さえていないのですけれども、そういうふうには押さえてございます。

○川畑委員

こういうのも市からいただきました。水陸両用車の概要という写真なのですが、なかなかそういう、どの機種でどういう名称でどのような敷設されているのか、どのような設備を持っているのか、そういうのがほとんどわからない状況なので、私どももいろいろ調べまして、これに似通っているのではないかなというふうなことがあるので、それを見てみました。この全長、全幅、それから高さとか重量、乗員なんかを見てみた場合に、水陸両用車の概要で比較してみた場合、該当するのが 94 式水際地雷敷設装置という名称だそうです。これは、全く同じだというふうにはわかりません。それに似通ったものを探したものですから。敷設するのは 94 式水際地雷、水際（すいさい）というのは水際（みずぎわ）の地雷であると。海岸線の水際に、上陸部隊阻止用の地雷原を迅速に構築するために開発されたものだというふうには書いていました。地雷との名称がついているものの、浅い海に敷設することから対上陸用舟艇用の機雷が装置されているというふうにありました。それで、砂浜を通過するときに車両が砂に埋まって行動が不能になることを防ぐために軽金属製の道路マットが用意されていると。装備部隊には、道路マット運搬・敷設装置を搭載した 73 式大型トラックが配備されると、こういう大規模なものなわけです。それで、その 73 式大型トラックというのは、2003 年以降の納入からは 3 トン半と隊内では呼ばれているようですが、そういう重量のあるトラックです。全長は 7 メートル 15 センチメートル、重量が 8.57 トン、最高速度が時速 105 キロメートルと、そういうふうに私どもが調べた中にありました。

それで、主要な車両進入経路は、国道 337 号、それから市道を通ってドリームビーチへ向かうことになるのだと思うのですが、移動日の 25 日、この日に白昼、水陸両用車を初め、この重量車両が平和を願う市民の目の前を通ることになるのではないかと、そういう心配をしているのです。このことについて周辺の市民にどのように周知徹底しているのか、そういう周知徹底の方法を、していただければと思います。

○（建設）近藤主幹

時間なのですが、自衛隊に確認したところ、移動時間につきましては深夜であるということ聞いてござ

います。正確な時間については、検討中ということでまだわからないということで聞いてございます。

また、住民の周知につきましては、銭函の連合地区町会長に市から説明はしてございます。

○川畑委員

深夜ということは、夜にこっそり来るということですね。それで、そのことを周知徹底するのが銭函地区連合町会長だけですか、近隣の住民の方には連合町会長から伝えろということで話しているのですか。

○（建設）近藤主幹

そうですね、意見の回答の中で自衛隊に対して住民の周知を図ることということで回答してございますので、地区連合町会長からは、特に付近の住民という方も小樽市域にはいらっしゃらないものですから、そこまでという話では今のところ聞いてはいないところでございます。

○川畑委員

それで、水陸両用車を初め、こういう重量の車両が小樽市の道路を利用するとなる。国道と違って小樽市の道路というのは貧弱なわけですね、厚いアスファルトでもあるわけではないとは思っているのですが、そういうことで市道が破壊されることはないのかどうなのか、その辺についてはどうなのですか。

○（建設）用地管理課長

道路の破壊等につきましては、詳しい状況といいますが、道路状況によっても変わりますが、一応道路を通行する場合には、道路法に基づきまして車両制限令というのがございます。この中で車の最大重量が定められておりまして全体で 25 トン未満、それから軸重といましてタイヤ一つにかかる重量、これが 10 トン未満、この場合は、その数字の以下におさまる場合につきましては道路を通行することができるということになっております。それで、それを超えるものにつきましては、改めて道路管理者に許可をとらなければならないと。基準としてございますのは、重量につきましてはこのような状況になっております。

○川畑委員

国道 337 号からドリームビーチへ入っていく市の道路、進入路がありますね、あの市の道路は、それに耐えられるのですか。そこを聞きたいのですが。

○（建設）用地管理課長

具体的に舗装厚ですとか、アスファルトの厚さです。そういうものも詳細を、今、承知してございませんので、場所によって古い舗装なものですから現状がどのようになっているかということがわかりませんので、壊れるとか壊れないかということは現時点では申し上げることはできませんが、仮に通行によって損傷があった場合につきましては、それを確認し、自衛隊に破損したものに対して補修する等、要請をしていくことになるということになると思います。

○川畑委員

質問の矛先を少し変えます。

小樽市が海水浴客のために用意していた駐車場がありましたよね、この駐車場について自衛隊の戦闘演習に使用されることになるのではないかと思いますので、その辺はどうですか。

○（建設）近藤主幹

自衛隊に聞いたところ演習で使われるということではないのですけれども、一応車両とテントを置くということで聞いてございます。

○川畑委員

そうですね、30 台の重車両が入るわけですから、道路に置くわけにいかないだろうと思うので、その場合、市は駐車場を使用する許可は出しているのですか。

○（建設）近藤主幹

この駐車場の土地につきましては財務局の所管ということで、今、財務局と自衛隊とで協議中であると聞いてございます。

○川畑委員

そうしたら、海水浴時期は小樽市は財務局からそれを借りて駐車場にしていたということなのですか。

○産業港湾部長

銭函 3 丁目駐車場につきましては、開設の期間は国から、財務局からお借りして開業しているということでございます。

○川畑委員

それで、もらったこれからいきますと、訓練の目的は、水陸両用車による海岸地域での航行技術の向上、訓練練度の確認及び水陸両用車両による水難救助要領の検討を実施し練度向上を図ると書いてありました。これは、具体的にどのようなことを言っているのか確認したいのですけれども、確認しているのか、その辺の内容をお答えいただけますか。

○（建設）近藤主幹

今おっしゃられたことは多分目的のことを言われていたかと思うのですけれども、その点につきましては、我々も北海道から意見照会を受けるに当たりまして、自衛隊から北海道に提出された資料がうちにそのまま来ているのですけれども、その内容につきましては、自衛隊にこの目的に書かれている内容以外でどういう内容ですかと具体的には聞いてございません。

○川畑委員

そういう詳しい内容については聞いていないというところですね。

それで、陸上自衛隊北部方面隊の総合戦力演習におけるというふうに書いてあるのですが、これは単なる水陸両用視察作業車の訓練の実施で済まされないものではないかと思うのです。水陸両用車によって海岸地域での航行技術の向上、訓練練度の確認とは上陸訓練であって戦闘演習ではないかと思うのですが、どのように捉えていますか。

○（建設）近藤主幹

先ほどの目的と同様に、ここに書かれている以上のことにつきましては自衛隊からは聞き取りはしてございません。

○川畑委員

何かあれもこれも自衛隊に詳しい話を全然聞いていないということなのだけれども、水難救助要領の検討とは、水陸両用車で水難救助訓練を行うことなのか、またはどのような水難救助を想定した訓練なのかも、それも聞いていないですか。

○（建設）近藤主幹

今のおっしゃられた内容につきましても自衛隊に聞いてございません。

○川畑委員

自衛隊が救援・救助に出動しているのは、私の記憶では東日本大震災だとか熊本の大震災などの大規模な震災だとか水害、土砂災害に対して知事から依頼されて出動されているのではないかと思うのです。自衛隊は一般的な水難救助に出動していないのではないかと思うのですが、その辺はどうですか。

○建設部松木次長

委員から御指摘のございました自衛隊の訓練の内容ということにつきましては、私ども今回いただいた資料の中のお配りした目的のところにございますように、あくまでも水陸両用車両による水難救助要領の検討ですとか航海技術の向上、そういったものの目的ということの利用ということで考えてございますので、それ以上の内容につき

ましては、私どもとしてはお尋ねしてございません。

(「把握してないと」と呼ぶ者あり)

#### ○川畑委員

一般的に海岸での水難救助というのは、海上保安庁だとか消防というのが任務ではないかと思うのですが、水難救助の訓練であれば防災担当だとか消防に連絡が来てもいいと思うのですが、この辺は防災とか消防では連絡を受けているのですか。

#### ○(消防) 警防課長

消防本部につきましては、連絡等は受けておりません。

(「防災のほうはどうですか」と呼ぶ者あり)

#### ○(総務) 総務課長

防災も、私の知る限りでは話は聞いていないということで認識しております。

#### ○川畑委員

きょうは 20 日ですから、きのう 9 月 19 日は戦争法の成立が強行されてちょうど 1 年です。私は、この 1 年に当たって政府が進めている海外派遣のための訓練を、この小樽海岸銭函地区、すなわちドリームビーチで実施するのだというふうに受けとめているわけです。訓練場所が、なぜドリームビーチの小樽海岸銭函地区なのか、その説明を受けておりますか。

#### ○(建設) 近藤主幹

自衛隊に、その内容についてはお聞きしたのですが、今回の訓練につきましては札幌近郊で行う一連のものであり、選定につきましては、札幌近郊であること、また、砂浜であることなどを総合的に勘案して決定していると聞いてございます。

#### ○総務部長

済みません、補足させていただきます。

私どもに来ております資料の中では、6 月から 8 月の間は天塩町の海岸により訓練を実施しているところではあるが、9 月以降は使用できないこと、また、訓練のシナリオとして同地域を使用することが実際の訓練に資することができないため、訓練使用の許可をいただきたいということでこちらに書類が来てございます。

#### ○川畑委員

今回、自衛隊の銭函海岸演習を認めるということになれば、今後、恒常的に実施されることになると思います。これは自衛隊のみならず日米合同演習に発展することは火を見るより明らかだと、私たちはそう思っています。市長はその辺の認識をどういうふうに思っておられるかお聞かせください。

#### ○総務部長

今回の浜辺での訓練というのは初めてのことでございます。それで、初めてのことでございますので、訓練内容につきましても、今、先ほどからお話はちらちら出ておりますけれども、ただ、実際にどのような訓練がなされていくかということも、そういった推移も見きわめなければいけないかというふうには思っております。

さらにまた、今回一度こういった訓練がなされたことによって、一足飛びに急に日米合同訓練につながっていくというようなことはなかなか考えづらいのかと思いますので、今回まずはこの訓練が行われる中で、今お話ししましたけれども、どのようなことが行われていくのかというようなものを見きわめた上で今後については検討していきたいというふうに考えてございます。

#### ○川畑委員

部長の答弁は、非常に甘いのではないかと私は思っているのです。

というのは、実は私は、道東に 9 年おりました。具体的には、北海道には矢臼別演習場があるのです。これは、



厚岸町、浜中町、別海町、この 3 町にわたって総面積が 1 万 6,800 ヘクタールあるのです。この広さというのは大阪市の 4 分の 3 です。それだけ広いところなのですね。ただ、そこの中には、もともと地主から買い上げ切れなかった農家の方がいて、そこでずっと頑張っているわけですが、ここは自衛隊では最大級の演習場なわけですよ。当初は、自衛隊の演習だったのです。今ではアメリカとの合同演習が年 300 回、300 日やっているのですよ。だから、この銭函の海岸をなぜ警戒してやめさせるべきだというのは、ここに根拠を持っているのです。このように演習に合わせて事故も起きていますし、2013 年には米海兵隊が射撃中に実弾を演習場外にも着弾させている事故があるのです。そしてまた、自衛隊の訓練では、別海町ではなくても使用していないはずの実弾が装填されていて訓練中にけがをしたという例もあるわけですよ。

例えば、この石狩の海岸のところに機雷を投下するのです。水上と両方の使える車両が要するに機雷をばらまくわけですよ。そういう点で非常に危険だと、私はそう思っているのです。ですから、そういう点で市長に早速その日、申し入れたのですけれども、市長が市民の安全を守ることを前提に置くのであれば、市長が今、決断してお断りすると、市の道路を使わせないと、演習はしないでくれということを申し入れすることが必要ではないかと思うのですが、市長の意見を聞いて最後の質問とします。

#### ○市長

川畑委員が質問に入る際に、最初に自衛隊に伴う一般訓練を否定するわけではないのだけれどもというところから入られたかと思います。その認識は、私も共通認識でございます。その中で自衛隊の方々の一般訓練の範囲というのは私の専門ではありませんので、どこまでなのかということは、ここではお話しはできません。しかしながら、その範囲の中で自衛隊の演習の中になく海に伴う訓練をしたいということでお話をいただいているのかなと私自身は認識しているところでございます。

先ほど川畑委員は、道東のことを例えとしてこの海岸線においても同じようなことがという御心配かとは思いますが、御存じのように海岸線は国民共有の財産でございますので、その道東における演習場と同じ状況になるとは私は思っておりません。しかしながら、そのように御心配等があると思いますので、先ほど総務部長からもお話がありましたように、今年度、今までに一度もされていない訓練が今回行われるということですので、今回においては北海道からの申し入れでもございます。まず、その推移を市として見守って、その状況を鑑み、その上で適切な検討や判断をしていきたいと、このように私自身は考えております。

(「委員長、申しわけない、一つだけ」と呼ぶ者あり)

#### ○川畑委員

市長にお願いしたいのですけれども、この演習を見学したり視察したり、そうすることは予定しておりませんよね。

#### ○総務部長

現段階では、そういった予定はございません。

(「すべきでないと思います」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ち願います。

(理事者入退室)

#### ○委員長

民進党に移します。

○中村（誠吾）委員

◎港湾施設設置条件について

先ほど来からも質問があったのですが、港湾施設設置条件についてお聞きします。これは、さきの本会議においても公明党の秋元議員等も聞きました。この中で、産業港湾部参事が附帯条件という言葉を使って、この附帯条件を付して一定許可をしたというお話をしているわけですが、では一つ目に聞きたいのですが、この附帯条件とは、Uフックという言葉を使っていましたね、なるものを車どめからとるという意味でお使いですか。

○（産業港湾）管理課長

船の係留の許可についてですけれども、Uフックを車どめに設置した上で許可するということでは要件としては与えておりません。

○中村（誠吾）委員

与えていないのですね。では、それは違法状態という認識を踏まえて言っているのですか。

○（産業港湾）管理課長

Uフックを使用しての係留については不適切なものと考えますので、速やかに取り外すよう指示しているところがあります。

○中村（誠吾）委員

ともかく現状はどうなっていますか。

○（産業港湾）管理課長

現状におきましても、現在まだUフックがついた状態になっております。

○中村（誠吾）委員

どう考えても、違法状態を是正してから許可等をするという段階をとるのが当たり前ではないですか。お考えを示してください。

○（産業港湾）管理課長

現在も車どめにUフックを設置した事業者に対しましては、これまでにすぐ撤去するようにと指示しているところでもありますけれども、係留の許可につきましては、自分たちで係船環等をつけた上で係留するようという条件であります。したがって、今、係留の許可と違法状態などについては、許可については、今後、設置者に対しては撤去するようという指示をしていく予定であります。

○中村（誠吾）委員

では、逆に言いますと、附帯条件はUフックをとる、Uフックでやったらだめだよ、とるということが条件なのですか。そして、先ほど来議論があったのですけれども、漁船以外と浮き桟橋、船をつけることもやめることが条件なのですか。要するに、当面の間は許すけれども、大目に見ていますけれどもというのが附帯条件なのですか。

○（産業港湾）管理課長

係留の許可の条件としましては、護岸を使用するに当たって係船柱等の施設は市では新設しないので、申請者が係留のために必要なことをやってくださいということを条件にしております。なので、許可の条件の中でUフックを取り外しなさいという条件にはなっておりません。

今の状況を大目に見ているのではないかという御指摘ですけれども、決して大目に見ているということではなくて、相手を何とか説得させて適切な状態に進めるべく、今、指導をしているというところであります。

○中村（誠吾）委員

説得しているのですね、今。現在進行形なのですね。私、港湾施設管理使用条例と分区条例と分けて聞いていこうと思っているのですけれども、先ほど自民党の中村吉宏委員も何度も聞いていますけれども、分区というのは建物を規制して港湾の円滑な発展を目指しているものなのですよ。

それで、先日来より議論になってしまっているのですが、一般質問で別表に観光船事業は建てられないでしょうという質問のされ方もしたのですけれども、逆に言いましょうか。別表には建てられるものを書いているだけなのですと。私も行政の端くれにいたから、別表は建てられるものを書いているだけなのですと、書いていないものは建てられないのですよ。そういうものなのです、法律は、別表は。ですから、そこで中村吉宏委員が限定列举ですよねというのは、そこですね。

さて、それでは食堂、売店はいかがという議論になったのですけれども、いいですか、観光船乗り場で漁港区の人たちが利用すればどこでも建てられることになってしまうのですよ、そういうことを言っていくと。意味わかりますよね。

そして、自民党の中村吉宏委員が提出要求した資料に書いている事業計画概要と、その 2 枚目の収入のところを見てください。一般の方もと言ったけれども、収入の目標ですよ、この事業者がどういう収入を得たいかと。飲食収入を書いていますよね。横に何て書いていますか。飲食率 28%ですよ。目標は、100 人稼働したら 28 人が、観光船利用者の方たちの 28 人、28%が利用してくれると事業者が言っているのですよ。だから、何回も港湾室は、一般の方、漁業者も利用すると言うけれども、事業者はそのようなことは言っていないのです。簡単なのです。一般の見込み、漁業者の見込みは書かれていないのですから、つまり最初から漁業者向けではないのです。そのことから始まりまして今回この議論になっていますが、何度おっしゃっても別表の見方を拡大解釈です。これについては今後も議論になりますけれども、きちんと理論と現実とを見たときに港湾室のおっしゃっていることは該当しませんから、今後の議論の中でもう一度明確にしましょう。今のはもう質問ではないです、指摘ですから。

次に、本当に今回の措置が円滑な港湾法の活動に資するものかどうか、大変大きな問題ですから認識を言ってください。

#### ○産業港湾部参事

港湾活動に著しい支障を与えているのではないかということでしたけれども、我々としましては著しい支障は与えていないというふうに考えてございますので、今後も法の趣旨をしっかりと踏まえて対応したいというふうに考えてございます。

#### ○中村（誠吾）委員

今、そこまでののでしょうか、私は、港湾法と言いました、趣旨。円滑な、障害を与える、与えていない、参事はおっしゃいましたけれども、だって漁業者からも不安視されているという意見があって港湾法に抵触するではないですか、最も大きなところに。そのことを申し上げて、それ以上今お答えできないのしょうから結構です。これは結構ですというのは、これで終わったという意味ではなくて、次にも聞いていく機会になろうかと思います。

#### ○港湾施設の建築確認申請について

次は、建設部にお聞きします。

まず、これらの建物の確認申請で当初の建物の用途はどのような用途で何棟出ていましたか。

#### ○（建設）建築指導課長

確認申請の用途と棟数についてですけれども、全部で 4 棟ございまして、内訳は休憩所が 1 棟、トイレが 1 棟、倉庫が 2 棟でございます。

#### ○中村（誠吾）委員

それではお聞きしますけれども、当初申請の用途で建てられたもの、それが建築技術に関しては、ある検査が合格されてからこの施設利用が始まったと考えますが、もちろん完了検査は終わられていますよね。

#### ○（建設）建築指導課長

この建物の完了検査は、9 月 6 日に行いました。完了検査の結果につきましては、一般的には三つのケースが考えられます。一つ目は、建築基準関係規定に適合していて検査済証を交付する。二つ目は、建築基準関係規定に適

合していなくて不合格となる。三つ目は、追加説明書を求めて、建築関係規定に適合するかを確認する。以上三つがありますが、今回は三つ目のケースに該当しまして、1 棟の建物用途が確認申請と異なるため、追加説明書の提出を求めて建築基準関係規定に適合しているかどうかを確認しているところでございます。

○中村（誠吾）委員

何を言っているのですか。どうして合格していないのですか。建築基準法、建築基準行政の根幹にかかわることを言っているのですよ。既に使用されているではないですか。それが建築基準法で完了する前に使われていて、一部合格していないとはっきり言っているのですよ。このようなことを市民に説明できますか。法令上、合格していないのですよ。完了検査を通っていないのですよ。建築行政の根幹ですよ、これ。お答えください。

○（建設）建築指導課長

今、建物の使用についての御質問があったのですが、完了検査を行った 9 月 6 日以前については、建物の使用については把握しておりませんが、9 月 6 日には検査済証が交付されるまでは建物を使用できないということをご設計者に伝えております。また、それ以降、建物を使用している様子はございません。

○中村（誠吾）委員

この事業者は、8 月 4 日にオープニングしているのですよ、開いているのですよ。それ以降、大々的にやっているのですよ。9 月 6 日の話なんてしていませんよ。完了検査が終わっていないのに使っているのですよ、それを知っているのですよ。だめでしょう。もうここからだめですよ。違法状態なのですよ。是正しないと。当たり前のことを私は言っているつもりなのです。ドリームビーチにどうやって説明するのですか、サンセットビーチにどうやって説明するのですか、一般の市民にどうやって説明するのですか、完了検査が終わってなくても使っているのですよ。そのようなことにならないでしょう。まず、建設部長、今、課長の話で事実はわかりましたから、お考えをお聞かせください。

○建設部長

今、委員御指摘のとおり、私どもの法体系としますれば建築確認を受ける、それで建築確認を出す。その後、完了検査をして合致しているかどうか、建築確認、合致しているかどうか、それまでは使えませんというのは、これは委員御指摘のとおりでございます。ただ、現実には過去の段階では使った形跡、委員のお話ですとあるということでございます。これについては、私どもはまだ完了検査を出しておりませんので、そこについては使用しないでくださいと、完了検査済証を出すまでは使ってはイケませんということは担当から指示をしているところでございます。

○中村（誠吾）委員

使ってはイケませんと言いました。使っていますよね。だって、いろいろな媒体で出していますから、オープニングすると。それは、私は警察ではないから調べていきません。

それで、これは市長にお聞きします。どうもならないので。市長、あなたは本会議で、この質問をされた秋元議員にも、全ての責任は私にありますとおっしゃったのですよ。市長、ドリームビーチを大事にされましたね。違法状態を除却するまでは看過するわけにいかないと、この 2 年間、徹底的に議論したのですよ。そして、今こうやって動いている。昔からの姿勢が続いている状態ではないですからね、市長になられてからこのことが今、起きているわけですが、責任の所在とは是正等どうあるべきかと御自身の責任についておっしゃってください。

○市長

先日、一般質問のときにも御質問、中村誠吾議員ではありませんでしたけれども、そのときにも私はお話しさせていただいているように、私自身はもちろんですけども、職員に対しても法令遵守と、そして公平・公正な行政運営を行うよう指導させていただいているところでございます。どの申請におきましても、その考え方というのは変わらない、職員もそれは自覚をされているというふうに思っております。

しかしながら、現在、中村誠吾委員から御指摘をいただいた、いわゆる完了検査が終わっていない段階で施設を利用されていたのではないかと御指摘かと思います。今、原部の答弁をお聞きますと、その状況を確認できていない状況だと思いますので、私としては責任者としてまずそれを早急に現状を確認し、もしそのような状況があるならば当然にそれに対しての改善を図っていかねばならない。

また、本来であればその完了検査を終えてから使用されるということを鑑みますと、その事前の使用状況において、市政として常々把握しておかなければならないというふうに思います。その確認等において行き届いていない実情もあると思いますので、それは市政の行政手続とともにその確認の仕方について、それがもし事実だとするならば改めていかねばならない、それが私自身としては責任をとっていく内容ではないかというふうに思います。

#### ○中村（誠吾）委員

9割5分話したこと、前段は結構です。

それで、法令違反行為が起きているとなったときにあなたは全責任をとると言ったのですから、とられますね。まず、それだけです。お答えください。

#### ○市長

まずは、その状況を早急に確認することが大事だというふうに思っております。その上で、その状況を見た上で職務としての責任を果たしていかなければならないと思います。

#### ○中村（誠吾）委員

早急に確認して、事実関係を示していただいて、責任の所在場所を明らかにしてください。よろしいですか。最後その1点だけ、市長から一言お願いします。

#### ○市長

先ほどもお話、同じ答弁になってしまうかもしれませんが、まず早急に確認することが大事だというふうに思っております。

---

#### ○高橋（龍）委員

##### ◎新幹線について

まず、新幹線の件についてお伺いいたします。

現状は北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議のメンバーに商工会議所の参加がうまくいっていないという中で、私もやはり危機感を禁じ得ないというのが感想なのですが、商工会議所を策定会議のアドバイザーとしてお願いしていることに関してお伺いしますけれども、会議所がメンバーになることについて何か不都合があるのでしょうか。

また、逆に会議所をメンバーとしていたらメリットがあると思われることをお示してください。

##### ○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

委員として参加した場合に不都合があるかというわけではなく、市の計画に先立ち北海道新幹線の有効活用について提言書を策定していますことからアドバイザーとしてお願いしたところであり、不都合があったというわけではございません。

また、委員、アドバイザーにかかわらず、商工会議所は、これまでにさまざまな計画や事業にかかわられており、蓄積された知見をもとに御助言をいただけるというメリットがあると考えてございます。

#### ○高橋（龍）委員

では、会議所自体は、アドバイザーをお願いしていることについてどのように言っていて、実務者レベルでのやりとりということでしたけれども、直近でのやりとり、また、いただいたアドバイスについてはどのようなものがあるのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

商工会議所からの返答についてですが、商工会議所としては、学術に秀でた専門組織ではないため、アドバイザーという立場ではなく一委員としての参加について検討してほしい旨の依頼がございました。

また、実務者会議についてですが、この策定会議で議論いたしましたまちづくりの方針、駅前広場等の整備計画、新駅からの 2 次交通対策やソフト対策などについて説明し、検討を加えたほうがよいアイデアなどの意見をいただいております。

○高橋（龍）委員

そこで、先日、本会議の中で市長は、商工会議所も変わればウエルカムと、中に入れるというような旨おっしゃっていましたが、市長にお伺いいたします。具体的にはどういうふうに変わってほしいと思っているのでしょうか。

○市長

私自身、変わってほしいという思いについては先日の議会の中でも答弁をさせていただいたところでございますけれども、それを具体的に何を变えるかというのは、やはりその当事者自身がさまざまなことを踏まえて考えられるべきことだというふうに思います。

（発言する者あり）

私から具体的に、このようにするべき、ああすべきという指摘をして行うということは、自分たちで自発的に変えたではなくて変えさせられたという考え方にも結びつきかねませんので、現行においてそれはそれぞれの団体の中で検討し、考えていただけるべきものだと思います。

○高橋（龍）委員

では、言い方は悪いですが、どこを変えればいいのかは自分で考えろと言っているのと同じように聞こえてしまいますけれども、もう少し具体なお話をいただけるかと思っていたので、少し面食らった部分はあります。

例えば、また 10 月に会議があると思うのですが、その後、商工会議所が変わったから入れてくれというようなお話があった場合にはウエルカムなののでしょうか。

○市長

変わったから入れてくれということを、御本人自身が変わったという表現をして、変わったのですということを証明されるということなのではないでしょうか。申しわけないけれども、言葉だけでお話ができることではないというふうに思いますので、その点については、その状況を見てみないと現行では判断できないと思います。

○高橋（龍）委員

では、変わった変わらないというのは、誰がどのように何に基づいて判断をするのでしょうか。

（「市長の気持ちでしょう」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○市長

今それに具体的な基準であったりとか考えがあるわけではありませんけれども、やはりそれが具体的に変化が起きている、意識的なものももちろんですが、具体的なものであったり体制であったり、またはかかわり方であったり、さまざまなやりとりをして協議をしている内容、発言によって、それは感じるものが出てくればということだと思います。

○委員長

答えになっていない。

○高橋（龍）委員

市長が御自身で商工会議所も変わらなければいけないというふうにおっしゃっていたので、最低でも、ではどう

変わればいいのかとかということ、市長御自身の中でも明確に決めていなければならないと思います。でなければ、何か最初からそこに参加させる意思がないのではないかなというふうにも見えてしまいますので、そこはもう一度考えたほうがよろしいかと思います。これは御提言です。

観点を変えるのですけれども、我々も民進党会派として 8 月上旬に長野県飯山市の新幹線駅について視察に行つてまいりました。飯山市は人口 2 万 1,000 人ほどの小さなまちなのですが、周辺には野沢温泉やスキー場などのリゾート地があって、市街地の宿泊は、施設によっては前年比 200%から 300%ぐらいの稼働率になったということなのですが、そのため飯山市ではホテル誘致なども、今後、積極的に行っていくということなのですが、小樽市としては、もともとの課題の一つである繁忙期の宿泊施設不足というものを補うためにも、今後、ホテル誘致を行っていくことは新幹線新駅開設に向けてさらに必要になってくると思いますが、市長はトップセールスなどを行う中で、そのあたりはどういうふうにお考えですか。

#### ○（産業港湾）荒木主幹

企業誘致の観点からお答えさせていただきます。

ホテル誘致における優遇制度につきましては、誘致材料となる中心部での用地確保が難しいこと、それから本市が国際観光ホテル整備法に基づく新規登録による固定資産税の課税措置を設けている、こういうようなことなどから平成 25 年度に企業立地促進条例を改正しておりますけれども、この時点ではホテル業の対象業者追加を見送ったという経緯がございます。今後につきましては、企業ニーズ、それから宿泊動向などを踏まえまして、その必要性について検討してまいりたいと考えております。

#### ○高橋（龍）委員

ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

また、飯山市では、新幹線新駅を皮切りにして新規企業支援など経済政策にも広げていくということなのですが、市内経済の活性化のため、小樽も何か政策を広げていくというお気持ちはありますでしょうか。

#### ○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

経済対策の一つといたしまして、新駅周辺のまちづくり計画の中では民間企業の進出希望があった際に誘導する利便機能誘導ゾーンを考えてございます。ここがきっかけの一つとなって、市内全体の経済効果の普及に進んでいくことを期待してございます。

#### ○高橋（龍）委員

それでは次に、飯山市では駅舎の新設を見据えて飯山まちづくりデザイン会議というものを組織して、東京工業大学などにも協力をしてもらってまちのデザインから始めたということなのですが、本市においては、駅舎新設に関して、そのようなまちデザインに特化した部会ないしは別組織をつくる考えはあるのでしょうか。

#### ○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

駅舎のデザインや周辺地区の景観形成の考え方につきましては、現在の策定会議の中で議論し、まちづくり計画としてまとめることを考えております。ただし、駅舎の具体的なデザインにつきましては、他都市の事例からいきますと、開業五、六年前ごろに委員会を設置するなどして決定しておりますので、本市でも同様に委員会などの組織で議論することになるものと考えてございます。

#### ○高橋（龍）委員

新幹線が開通すれば、必ずしも大きな恩恵があるというわけではないのはおわかりだと思いますけれども、独自の路線でその効果を最大限に引き出すということは非常に大切だと思っております。例えば、新潟県南魚沼市、新幹線開業当時は大和町と言ったのですが、新幹線開通とともに大学や高校を誘致して教育集積をして、さらにはその教育が評価されて企業誘致につながるなど、一見新幹線とは関係がなくても首都圏からの時間距離の短縮により成功した施策もあります。現状、具体的に決め切れない部分もあるかと思いますが、今できる限りの新幹線新

駅建設について経済波及効果対策なども含めての構想をお示しください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

現在策定中であるまちづくり計画に盛り込む予定の主なものとしたしましては、より多くの人に新幹線を利用しただくという観点から、札幌や道央方面からの利用者をふやすことを配慮した中・長期駐車場の整備について、広域交通の結節点として利便性を強化する民間企業の誘致という観点から、土地利用計画の中で利便機能誘導ゾーンを設定し、また、新駅からの利便性の向上のため２次交通の方向性と取り組み案について、官民が連携したソフト対策として、その方向性と取り組み案について取りまとめることとしております。

また、２次交通対策やソフト対策につきましては官民連携での取り組みが重要と考えておりますので、具体的な取り組み事業については、まちづくり計画に基づき、官民連携組織を立ち上げることを検討しており、その中で具体的な行動計画であるアクションプランを策定し取り組んでまいりたいと考えてございます。

○高橋（龍）委員

これに関しては今後もっと具体的に決まっていくと思いますので、そういった際に御報告等、進捗をお知らせいただければと思います。

また、会議所の件に関しましては、市長もみずからの御発言、非常に重いということを受けとめていただきたいと思います。

◎小樽市総合戦略について

次に、小樽市総合戦略に関連して質問をさせていただきます。

今定例会の中でも民進党中村誠吾議員の代表質問の中にありましたけれども、総合戦略の整合性について若干疑問が残る点が散見されるところであります。

まず、お伺いしたいのが、この総合戦略、どのようにしてつくられたのか、作成の過程をお聞かせください。それぞれの項目について担当部署がつくって、それをまとめ上げたということでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

総合戦略の策定に当たりましては、官民の人口対策会議あるいは人口対策庁内検討会議での議論もございましたが、そもそもまず国が総合戦略策定のための手引きというものを示したところでございまして、ここで総合戦略の構成であったりとか数値目標の設定であったりとか、あるいは政策分野などについて一定のルールを示したというところではございましたので、私どももこれをしんしゃくする必要がありますものですから、企画政策室でたたき台を作成し、各部にその内容をチェックしていただくと、こういうような流れで検討を進めてきたところでございます。

○高橋（龍）委員

今、伺った担当部署がつくってまとめたというのではなくて、矢印が逆ということかと思うのですけれども、例えば総合戦略ではないのですが、平成 27 年度の住宅マスタープランにおいては「まちなか居住の推進」という表現もありまして、これはいわゆるコンパクトシティーのことを表現していると認識しているのですけれども、コンパクトシティーというのは商業地、行政サービスといった生活に必要な機能を一定の範囲に集めて効率的な生活、行政を目指すものであると認識しております。今後のまちのあり方について、どの方向を向いていくのかということも私自身これからも小樽に住み続ける当事者世代として非常に重要だと感じているのですけれども、市長にお伺いいたしますけれども、市長、コンパクトシティーについてはどのようにお考えでしょうか。推進派ということでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

市長に対する御質問でございましたが、コンパクトシティーというのは国土交通省で推奨している概念というか政策でございまして、私どもも当然ながら、総合戦略もさることながら、住宅マスタープランあるいは都市計画マ



スタープランみたいな、そういった各種の計画を策定する際にもそういったものをしんしゃくしながら策定しているところではございます。

ただ、コンパクトシティという部分については、長所、短所みたいなところで言いますと、例えば公共施設等々の集約で効率化が図られるというところはメリットとして挙げられますが、居住権を阻害するような形であったりとか、都市の中に人が集まることによって騒音であったりとか、そういった問題が生じるとか、さまざまな問題もあるところではございまして、こういった全ての課題について私どもで解決をしているところではまだございませんものですから、明確にコンパクトシティを目指すというような形では前述の計画等々でも明記はしていないところでございます。

#### ○高橋（龍）委員

総合戦略の中に、市内中心部には、医療・介護施設、教育関連施設、商業施設、住宅施設などの集積があることから、これらを活かしながら子育てしやすい環境づくりと生活利便性の向上に努めますというふうにもあります。また、先ほど述べました住宅マスタープランなどを見ても、小樽市としてはコンパクトシティ推進のかなというふうには読み取れるところです。また、市長公約の中でも中心市街地において市営住宅をという公約もありましたので、それもコンパクトシティ推進の一環であると私は捉えました。

ここで、平成 27 年の住宅マスタープランのまちなか居住について、市民アンケートをしているのですけれども、「今後推進すべきと考える重要な住まいの施策」という質問で、まちなか居住は今後推進すべきという御意見は 16.6%という結果が出ています。私としても絶対反対という立場ではないのですけれども、ここまで市民ニーズとかけ離れているのにもかかわらず推進をしているということに関しては疑念が残るのですけれども、そのあたりはどう捉えていますでしょうか。

#### ○（総務）企画政策室品川主幹

委員から御指摘がございましたとおり、コンパクトシティとは商業地とか商業施設であったりとか行政施設であったりとかという生活に必要な機能を一定範囲に集約すること、簡単に言えばそういうふうに理解されているところではありますが、やはりその分野というのは非常に多岐にわたっているところでございます。

今、委員がおっしゃいましたアンケート結果でございますけれども、いわゆるまちなか居住の推進というそのものに対する回答としては御指摘がありましたとおり 16.6%という結果ではございましたが、例えば雪対策を推進した安全安心な住環境づくりであったりとか、危険な廃屋の撤去促進であったりとか、所得の少ない方や高齢者のための公営住宅の確保であったりなどコンパクトシティの文脈で若干関連のあるような設問もございまして、これに対する回答を集約いたしますと、一定程度市民ニーズはあるというふうには理解はしているところでございます。

#### ○高橋（龍）委員

私も絶対反対という立場ではないと言ったのは、まさにそういったことで、幾つかコンパクトシティというか、小規模なまちに関して言うとか幾つか形があります。例えば先進事例としてよく挙げられるのが、青森市のようなまちが層になったレイヤー型のものであったりとか串だんご型と表現されるようなそれぞれのコミュニティをインフラで結ぶといった形のものがあるかと思えますけれども、市長、もしお答えいただけるのであれば、どのような形のまちづくりを目指していますか。

#### ○（総務）企画政策室品川主幹

先ほど委員から御指摘がございました例えば青森市であれば、コンパクトシティのための施設としましては、アウガという施設があらうかと思えます。最近少し問題というか新聞記事にもなったかと思えますが、決して成功事例としてくくられている事例ばかりではないと理解をしているところでございます。その要因としましては、やはりこういったモデルケースを地方において導入する場合というのは、ローカライズというか地域化をして丹念にやっていく必要があると考えております。特に、まちづくりの根幹にかかわる問題でございますので、市民の皆さま

んのやはりコンセンサスを得るということも大事でございますし、そういった部分を今後やはり解決していかなければいけないというふうに理解をしているところでございます。

#### ○高橋（龍）委員

今、御説明いただきましたとおり青森市のアウガの例、実は失敗事例として非常に有名でして、市長になぜお伺いしたのかというと、きちんと今ローカライズしたというお答えをいただきましたけれども、小樽の実情と合う形でまちづくりをしなければ、ほかに岡山県津山市も失礼ながら失敗事例としてよく挙げられています。この辺、非常にぜひ勉強していただければというふうに思っています。青森は中心部に官民合築の施設をつくったのですが、経営がうまくいかずに、その次の選挙では市長がかわってしまうという混乱を招いたそうです。全国的に失敗事例も数多く、有識者の方のお話でも小樽にはそぐわないという声も聞かれました。なので、ぜひ慎重になっていただきたいとは思っております。

次に、施策K P Iについて、総連合町会加入数の目標値が 152 というふうに総合戦略の中にありますけれども、市内の今の加入数、幾つありますでしょうか。

#### ○（総務）企画政策室品川主幹

今年 9 月現在で 151 町会というふうに聞いております。

#### ○高橋（龍）委員

151 町会ということで、目標として 152 となっていたかと思うのですが、減らない現状維持を目標としているわけですね。片やコンパクトシティー、片や全域では町会は減らさないというところで、ここにも若干のそご、矛盾があるようにも感じます。総合戦略というのは、今後の小樽の中期的な設計図なわけですから、市長も必要に応じて変更を行うと答弁でもおっしゃっていましたが、いま一度確認をしていただきたいと感じています。何度も市長には具体的なまちのビジョンについて質問をしましたが、まだ明確なお答えというのはいただけていませんので、今回総合戦略という明文化されたものについてですから、これの整合性がとれないということに対して市長から、もし一言あればいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

#### ○市長

ほかの自治体の失敗例という表現をされていたようですが、それぞれのまちにおいてのお考えや方向性等あった上での判断だというふうに思っているところでございます。

小樽は、御存じのように東西に非常に長い状況でございますし、また、それを中心部のみで生活をするのだということが必ずしもコンパクトシティーだとは思っておりません。やはり現在のそれぞれの地域において居住されている方々がどの地域にいても利便性がある生活しやすい環境を整えていくことが現在の小樽市の総合戦略の将来都市像でございますので、その中でよく、るるお話がある人口減が出てくる中で、行政サービスをただただ縮小していくのかとか、またはその中で維持していくために居住エリアを少しずつ皆さん、同じようなところに住むことによってそれを改善できるのではないかと、さまざまなそういう政策的なお考え等があるかというふうに思いますけれども、私といたしましては、現在のやはり小樽市の総合戦略の将来都市像にあるように、「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」これがまずはビジョンでございますから、それが現在の居住されている地域、どこにおいても限らず、その将来都市像に向けて取り組めるように行政サービスをしっかりと取り組んでいくこと、その中で当然に財源のこととかであったりとか、よく先日、除排雪とか消防、水道のお話もあったかと思いますが、それもやはりさまざま行政サービスとして、たとえ人口減が続いていても続けていかなければならないこともありますから、それを今後において市として、ストック計画であったりとか長期計画であったりとか、またはそれをしっかりと維持し続けるために、これから市として、長期的にずっと続けていくための計画をそれぞれにおいて行っていかなければならない、このように考えているところでございます。

生活をしていく方々が、それに伴って小樽が過ごしやすい、または生活環境として整っている、または子育てし

やすい、皆様がそのように多くの場面でお話をしていただけるようになったときに人口減がとまって総合戦略のイメージに結びついていくのではないかなというふうに思っているところでございますので、そのような意味合いにおいては、まちなか居住というのは中心部にそういうインフラであったりとか公共施設、さらには商業施設等が集中していることもあって居住しやすいという観点から市営住宅の建設も含めて私、公約に掲げさせていただいておりますけれども、それは御年配の方々とかが、やはりなかなか中心部から少し外れて生活していると、その利便性がなかなか図れないので、そういう方々が中心部に居住していただくことによって少しでもいい環境になるようにという考え方のもとで公約に掲げさせていただいたところでございますので、そのような取り組みも含めて、少し答弁が長くなって恐縮ですが、少しでもこのまちに住んでいる方々にとって住みやすい環境をしっかりと整えていくことが行政としてのこれからの責務であり役割だと思っておりますし、それを一生懸命取り組むことによって市民の皆様の満足度を高めて、多くの方々にこのまちにお越しいただく、または移住していただく、そのような環境になるように、これからも総合戦略にのっとって一生懸命取り組んでいきたい、私としてはこのように考えているところでございます。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

(理事者入退室)

○委員長

それでは、質疑を新風小樽に移します。

---

○中村（岩雄）委員

◎ガントリークレーンについて

本会議で質問したガントリークレーン、これに関連して、また再度質問していきます。石狩湾新港のレール式ガントリークレーンと比較しながらいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、タイヤマウント式ガントリークレーンを小樽の港町ふ頭に入れるというときに、港町ふ頭の岸壁が弱いからという理由でタイヤ式にしたということなのですが、その岸壁の補強に要する費用は、当時どれくらいの見積もりだったのでしょうか、その辺からお答えください。

○（産業港湾）事業課長

ガントリークレーンの導入につきましては、経済的な理由をもちましてタイヤ式ということで採用されたところでございますけれども、レール式を採用させていただいた場合、既存岸壁に集中的な荷重がかかりますので、クレーン本体の費用のほかにレールの基礎ですとか地盤改良、こういったものの費用といたしまして約 17 億円が上乗せされるということで、そういったこともございますので、最終的には岸壁の改良が伴わないタイヤ式を採用したといったところでございます。

○中村（岩雄）委員

すると、レール式を入れる場合には、17 億円です。まず岸壁を補強して、そしてレール式を入れると。レール式というのは、やはり石狩湾新港と機能が同じ程度のもの、当時検討したのはそういうことですか、レール式を入れるとすればこうだというのは。レール式ガントリークレーンの購入費用ですね。

○（産業港湾）事業課長

石狩湾新港のレール式というのは、どのような形というのが見えないのですが、一般的に使われているレール式との比較ということで考えてございます。

○中村（岩雄）委員

ちなみに石狩湾新港からもらった資料ですと、向こうは約 8 億 8,000 万円、小樽は 6 億 1,800 万円、やはり当時の財政状況からすると、ケーソンを改良して 17 億円かかるというのはやはり厳しかったのだと思うのですけれども、とりあえずそれでスタートしたと。

それで、スタート当初から週 1 回の稼働でというふうに当時の記録を見ると載っていますけれども、この週 1 回というのは、今も変化なしと思っていいですか。

○（産業港湾）産業港湾室主幹

現状においても週 1 回ということで継続しているところでございます。

○中村（岩雄）委員

ずっと週 1 回で 13 年来たと、そして今後、見通しは、同じような感じで、できれば貨物をふやしていきたいところですが、なかなかこれまでの状況からすると厳しいところもあるかなと。今後の稼働、貨物の利用の掘り起こしとか増便、その辺について見通しをお示しください。

○（産業港湾）産業港湾室主幹

貨物の取扱増に向けての取り組みについてのお尋ねかと思います。

これまでも航路の利用増につきましては、東京ですとか関西の商社ですとか荷主を訪問して、例えば小樽港が札幌圏に近い、こういった利便性を PR することによって掘り起こしを図ってきたところでございます。今後につきましても継続して取り組むとともに、もう一つお尋ねのございました便数をふやす等につきましては、既存航路の貨物量をふやすということが 1 点あるかと思いますが、新規航路の開設、新たな寄港地の物色といった視点もあるかと思います。これにつきましても、運航会社の配船方針なども絡んでくることでございますので、今後も情報収集に努めながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

○中村（岩雄）委員

それから、小樽の場合、荷役機械、ガントリークレーンの点検の実施業務、これは誰がやっているのですか。

○（産業港湾）事業課長

点検と申しますのは月に 1 回行われる月例の点検、このほかに年に 1 回行っている、年次点検で行っておりますけれども、これにつきましては栗林機工株式会社が行っているところでございます。

○中村（岩雄）委員

点検実施業務、では保守業務というのはどうなのですか、これは誰がやっているのですか。

○（産業港湾）事業課長

保守業務につきましても、同じく栗林機工株式会社で行っているところでございます。

○中村（岩雄）委員

栗林機工株式会社、この点検、保守に関してのチェック機関のようなものというものはあるのですか。

○（産業港湾）事業課長

チェック体制ですけれども、基本的には月例点検、そして年次点検で行っているところでございますが、このほか 2 年間にわゆる車の車検と同じような形で 2 年に 1 回、性能検査というものを実施しております。これは国の登録機関でございます一般社団法人日本クレーン協会に依頼して検査を行っておりまして、これがいわゆる国の法令点検ということで実施しているところでございます。

○中村（岩雄）委員

日本クレーン協会ですね。その補修の内容、傾向、資料を見るといろいろあるのですけれども、多い順番に何々系、例えば燃料系だとか何々系だ電気系だとかというのがあろうと思うのですけれども、その傾向、それを幾つか挙げてみてください。

○（産業港湾）事業課長

一般的に、特に稼働する部分ですとか荷役によって負荷がかかる部分について、主に補修等を行っております。これにつきましては、例えば巻き上げのワイヤーロープ、こういったものですとか油圧ホース、そして燃料タンクの補修といった項目が主な項目として挙げられるところでございます。

○中村（岩雄）委員

今、通常の点検・保守業務について聞いたわけですが、それ以外に今回のように緊急の故障というのは今まで何回となくありますよね、これについて答えてほしいのですが、この緊急の故障に対応している業者というのはどこなのですか。

○（産業港湾）事業課長

緊急の補修内容といたしましては、例えば今回のような発動発電機の補修ですとか、こういったものが挙げられますけれども、これにつきましても同じく栗林機工株式会社で補修しているところでございます。

○中村（岩雄）委員

新港の担当は企画政策室だと思うのですが、資料をいただいたり聞いたところによると、新港は、供用開始は小樽よりもガントリークレーンに関しては 2 年早いんですね。そして、点検、保守の費用についても数字を見ると大体小樽と同じような推移で来ているのかなというふうなところが見てとれます。ただし、今お聞きした緊急の故障について、これは新港はゼロ件なのですね。当然そのための補修もゼロ円ということなのですが、新港の保守、点検についてはどこがやっているのですか、やはり栗林機工株式会社でよかったのですか。

○（産業港湾）事業課長

石狩湾新港も同じく栗林機工株式会社で行っているということで聞いております。

○中村（岩雄）委員

新港はゼロだと。小樽よりも供用開始が 2 年早い、なおかつ運転時間だとか稼働の状況を見ると、小樽よりもはるかに多いですね。それでも緊急の故障というのがゼロ、しかし小樽は、それに比べて平成 23 年以降、毎年のように、去年ですか、1 年だけ例外がありますけれども、補修、そしてその費用もうなぎ登りのように数字を見るとなっています。新港と比較して、あるいは他港と比較して、ガントリークレーン、その原因をどう分析しておりますか。

○（産業港湾）事業課長

やはりガントリークレーンということで比較的負荷のかかる機械だとは思っております。いずれにしても、車と同じように機械物ということで、やはり当たりによっては壊れる頻度が高い機械もございますし、当たりがよくてなかなか故障しづらい機械もあると思いますので、その辺につきましては一概に分析というのはなかなかできないような状況だと考えております。

○中村（岩雄）委員

原因はわからないというふうにされていていいですね。しかし、実際に数字が出ていて故障しているわけですが、その原因について、例えば先ほどの日本クレーン協会ですとか、あるいはその栗林機工株式会社だとか、さらにメーカーですね、製造元、ここはこの状況を知っていて、何らかの意見というかな、そういうものは確認しているのですか、その原因について。いかがですか。

○（産業港湾）事業課長

故障内容につきましては、これまでも栗林機工株式会社をお願いしているところではございますけれども、なかなか他港との比較というのはできないものですから、メーカーサイドとしても一概にこういったことが原因ですとか、そういったことも答えにくいのかなとは思っております。ただ、今後このガントリークレーンにつきましても、方向性というのを定めていかなければならない。延命化するのか、また更新していくのか、そういったことも含め

て、そういった分析もある意味では必要になっていくのかなとは考えております。

○中村（岩雄）委員

当然、耐用年数が来るわけですから、延命化をするのかあるいは更新するのかというようなところは決めていかなければならないわけですね。そういうときにやはり何らかの調査で原因をはっきり突きとめておかなければ、どういう方向を選択するのかというのはなかなか決められないのだろうと思うのです。こういう原因だけでもこの辺を直せば、手当てをすれば延命化できるのだとか、これではとても原因がわからないし対応も不可能だということであれば、また別なものの、新しいもののだとかを検討しなければいけないと思うのですけれども、その辺のところを今からもう既にやっていかなければならないのではないかなと。今回また専決処分で 2,100 万円かかるわけですが、5 年も 6 年もこういう状態が続いているわけですね。五、六年続いていますよね。これは小樽独特の緊急の故障ということで、こういった状態が続いていながら、まだ今の時点に至って、もうあと 3 年ぐらいしかないわけでしょう、耐用年数まで。その原因もわからないということはやはりどうかというふうに思うのですね。早急にその辺のところを突き詰めていただきたい、今後どうするかということもありますので、それをお願いしたいと思うのです。

ところで、メーカーとの契約書、これは当時売買したときに交わしていると思うのですけれども、その契約書の中に故障したときの責任、保証とありますが、よく車のことだとかと比較してしまいますけれども、契約書には、その辺については何か触れている部分というのはあるのですか。何か書かれておりますか。いかがですか。

○（産業港湾）事業課長

契約時における契約書につきましては、契約から十数年たっておりまして保存期間が過ぎているということで確認はとれてはおりませんが、一般的な契約約款、標準契約約款によりますと、大体が 1 年の瑕疵という形でついているということですので、当時もそのような形になっているのかなとは思っております。

○中村（岩雄）委員

いつまでも保証だとか何とかというのは、それはもちろんないのでしょうけれども、ではそういう面での現在期待するというのはまず無理ですね。

それでは、これも車から想像してしまうのですけれども、保険なんていうのはどうなのですか。あるのですか、ないのですか。あっても掛けていないのですか。どうですか。

○（産業港湾）事業課長

火災保険というジャンルの中に入っておりますけれども、これにつきましても建物総合損害共済保険ということで、港湾の上屋も含めてガントリークレーンも加入しているといったところでございます。

○中村（岩雄）委員

火災保険と言いましたね。こういう故障に関しての適用になるような保険ではないということですね。

それから、今回、備品がなかったと、スペアが。これまで部品の備蓄というのは、どのようにしてきたのですか。

○（産業港湾）事業課長

備品の購入ということで、本会議でも答弁させていただきましたけれども、一応受注生産という形になっておりまして、在庫というのはなかったという状況でございます。いずれにしましても、今回の故障ということもございましたので、荷役作業に支障を来さないように、今後どのように対応していったらいいのかということも含めて、メーカーとも協議してまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

三菱重工業広島製作所というふうに聞きましたけれども、ここは担当がかわったと。その辺の情報をお示ください。

○（産業港湾）管理課長

本ガントリークレーンは三菱重工で製作しておりますけれども、最近、三菱重工のクレーン部門が住友重機械工業に、その業務については移管したというふうに聞いております。

○中村（岩雄）委員

それで、今後の部品の調達なんかというのは大丈夫なのですか。

○（産業港湾）管理課長

三菱重工にいらっしゃいましたクレーン部門の人たちも住友重機械工業に丸々業務を移動したというふうに聞いておりますので、今後については、その辺も含めて協議していくような形で進めたいと思っております。

○中村（岩雄）委員

その辺は当然大丈夫だと思っていいわけですね、当然。よろしいですね。

○（産業港湾）管理課長

その辺は緊急時の対応を含めて協議していきたいということで考えております。

○中村（岩雄）委員

それでは、いずれにしても延命化をするか、あるいは更新するか決めていかなければならないわけですね。ライフサイクルコストということでお聞きしましたけれども、その場合に延命化のときに詳細定期点検診断というのがあります。それから、更新するときには、これは一般定期点検診断でいいということですが、この両者について、この内容を詳しく説明してください。

○（産業港湾）事業課長

平成 26 年におきましては国の制度ということで、これが改正されたところでございます。これまでにおきましては、ガントリークレーン、本来は単独事業でやるべき例えばガントリーの詳細点検、こういったものが起債の対象になるということで、特にガントリークレーンにつきましては、延命化を含めた詳細点検診断ということが起債事業で可能となったというところでございます。これにつきましては、延命化を前提といたしまして、老朽化状況の把握ですとか延命化できるか、それも含めましてこういった診断を行いまして延命化に向けて取り組んでいくといったことが目的になっていると思います。これにつきましても、我々といたしましても、こういった国の制度を活用した中で延命化ということも大前提に置いた中でこういった診断を行って、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

延命化をするか更新するかというところですが、これまでの緊急の補修費用、これがトータルすると約 7,600 万円ぐらいになっていますね。この後、まだ数年間さらにかかってくるのかなと、このままの状況でそこを推測しますと。それを延命化したとしても、この種の機械だと、またさらにいろいろと費用がかかってくる可能性もあるのかなといった場合に、やはり私は延命化がベストではないかと思っていたのですが、場合によってはその辺よくよく計算をして更新をするほうがよりベターな場合も出てくるかなというふうに、今、思っています。

それで、いずれにしても、とにかく今もたせていかなければならないわけですね、その部品の調達が、今、例えば苫小牧から部品を調達したり、あるいは代替のクレーンを苫小牧から持ってきたり函館から持ってきたりと、これまで苦労していますよね。一番近い石狩湾新港、ここでのやりくりというのは距離的には近いですができないものかなというふうに思うのですよね。だから、レール式とタイヤ式だから違うのだろうと思うのですが、レールとタイヤで下だけは違う。だけれども、上は同じではないかなと。その辺はどうなのですか、やりくりできそうなのですか、石狩湾新港と。なおかつ新港では、今、新しくまたレール式の導入を検討しているというふうにも聞いているのですが、その場合に小樽と連携できるようなその辺の、小樽も出資しているわけですから、なおかつ小樽でまた例えば更新して何か機械を入れる場合にそういうことも含めてよくよく検討していかなければな

らないのではないかなというふうに思うのですが、その辺どうお考えですか。

○（産業港湾）事業課長

新港との連携というお話かと思いますが、いずれにしても、新港におきましても小樽市におきましても、ヤードの問題もございますし、荷役業者の問題もございますし、そういった課題もクリアはしていかなければならないかなとは思っております。そういった中で、もうできるものは連携化していかなければならないし、なかなか困難なもの、課題もあると思いますけれども、それも含めて検討という形になろうかと思います。

○中村（岩雄）委員

国でも国土交通省のガントリークレーンの標準化等検討会なんていうのがあって、そういうことでやってくださいと、災害あるいは緊急のときの対応にスムーズに対応できるようにということですね。だから、それも含めて、タイミングとしてはもう本当に急ぎいろいろ情報、レール式のガントリークレーンだとか石狩湾新港だけではなくて、道内あるいは全国の港湾の状況をやはりよくよく調べて、最善の方法を決めていただきたいと思います。

○産業港湾部参事

今、中村岩雄委員からいろいろなことを調べて、他港の状況だとかいろいろ連携も含めて検討してほしいということですので、我々もそれは一番いいことだと思っておりますので、いろいろなシミュレーションも、ライフサイクルコストのシミュレーションということも、これはもちろん必要なことですので、そういうことを踏まえて更新するのか延命化を図るのか判断してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。